

〈論説〉

アメリカにおける精神的苦痛賠償の展開（2・未完）

下 田 大 介

---目 次---

- 一 はじめに
- 二 アメリカにおける精神的苦痛賠償の展開
 - 1. 精神的苦痛賠償に制限的なスタンスの理由
 - 2. 精神的苦痛の意図的惹起
(Intentional Infliction of Emotional Distress : IIED) (以上、本誌 19 号)
 - 3. 精神的苦痛のネグリジェントな惹起
(Negligent Infliction of Emotional Distress : NIED)
 - (一) イギリスの初期の法状況
 - (二) インパクトルールとその衰退
 - (三) 身体的発現ルールとその射程
 - (四) 危険範囲ルールとバイスタンダーへの賠償の制限
 - (五) バイスタンダールールとその混乱
 - (六) 身体的被害要件の放棄
 - (七) 精神的苦痛それ自体に対する賠償の可否 (以上、本号)
 - 4. 近時における IIED と NIED との横断的分析
 - 5. 小括
- 三 アメリカにおける議論がわが国の慰謝料の認否および算定に与えるいくつかの示唆
- 四 結びに代えて

3. 精神的苦痛のネグリジェントな惹起（Negligent Infliction of Emotional Distress : NIED）

ネグリジェンス訴訟原因は、被告の行為が精神的苦痛のみを生じさせた場合には、原則として認められず⁽³¹⁷⁾、その成立には、人身や財産に対する有形ないし身体的被害（physical injury）のように、法的に承認されたタイプの現実の被害の発生が必要とされる⁽³¹⁸⁾。ただし、ネグリジェントになされた遺体の不当な取扱い⁽³¹⁹⁾と死亡通知の誤配⁽³²⁰⁾については、精神的苦痛の真実性が担保される状況があるとされ、例外的に身体的被害なしに精神的苦痛賠償が認められた⁽³²¹⁾。他方、身体的被害が生じ、ネグリジェンス訴訟原因が認められる場合には、これに付随する肉体的・精神的苦痛や生活上の不便等について、寄生的賠償項目としての pain and suffering の賠償が認められる⁽³²²⁾。

19世紀末から20世紀初頭にかけて、このような枠組みやその射程を見直す契機となったのが、原告が事故を辛うじて避けた際に感じた恐怖等の精神的苦痛が、後に身体的被害に発展した場合に、その賠償が認められるかという問題であった。

（一）イギリスの初期の法状況

イギリスの先例ではあるが、恐怖等の精神的苦痛が後に誘発した身体的被害の賠償の可否に関する議論において、しばしば引用されるリー

(317) See RESTatement (2nd), § 436A.

(318) See DOBBS, *supra* note 14 § 114 at 269. 横口・前掲注(11) 125頁以下参照。

(319) 遺体の不当な取扱いについての責任は当初、故意によるもののみに生じたが、その後、ネグリジェントである場合にも拡張された。See e.g., Chelimi v. Nieri, 196 P.2d 915 (Cal. 1948); Clemm v. Atchison, Topeka & Santa Fe Railroad Co., 268 P. 103 (Kan. 1928); St. Louis South Western Railway v. White, 91 S.W.2d 277 (Ark. 1936); Morrow v. Southern Railway Co., 195 S.E. 383 (N.C. 1938).

(320) See e.g., Relle v. Western Union Telegraph Co., 55 Tex. 308 (1881); Russ v. Western Union Telegraph Co., 23 S.E.2d 681 (N.C. 1943); Western Union Telegraph Co. v. Redding, 129 So. 743 (Fla. 1930).

(321) See KEETON ET AL., *supra* note 17 § 54 at 361-362.

(322) 横口・前掲注(11) 10頁参照。

ディング・ケースとして *Victorian Railways Commissioners v. Coultas* 事件⁽³²³⁾がある。この事件では、被告鉄道の踏切番がゲートを開いて、自ら線路を渡りながら原告夫妻の乗る馬車を誘導した。馬車が線路上に達したとき、列車が猛スピードで接近してきたため、踏切番は引き返すよう指示したが、原告夫は彼に反対側のゲートを上げるよう叫び、線路を渡りきろうとした。列車は辛うじて馬車の後方を通過したが、原告妻は恐怖のために気絶し、後に病気になった。原告らは妻の病気とその医療費等の賠償を求めて提訴した。ヴィクトリア領最高法院⁽³²⁴⁾からの上訴を取り扱った枢密院はまず、損害が被告のネグリジェンスの自然で合理的な結果でなければならぬ、と確認する。そして、「単なる突然の脅威から、現実の身体的被害を同時に発生させずに、ナーバス・ショック〔のみ〕を引き起したという損害は、……物事の自然な流れの中で踏切番のネグリジェンスから生じた結果とはいえない」と判示した。枢密院は、このように解さないと、責任をかなり拡張することとなり、ネグリジェンス訴訟のすべてでナーバス・ショックを介した精神的被害の賠償請求がされかねず、架空の訴えに広範な領域を拓くことになるとの懸念を示した。その上で、損害がかけ離れすぎている（too remote）ので、原告に物理的インパクトが加えられたことが必要かどうかに回答する必要はないとして、原告勝訴の判決を破棄し、被告勝訴の判決を下した。

ところが、アイルランドではその後すぐに、*Coultas* 事件の適用は拒否された⁽³²⁵⁾。イングランドでも *Coultas* 事件への疑問が呈され⁽³²⁶⁾、*Dulieu v. White & Sons* 事件⁽³²⁷⁾において、女王座部裁判所はその適用を

(323) [1888] 13 A.C. 222 [hereinafter cited as *Coultas*].

(324) ヴィクトリア領最高法院は、陪審が認めた損害賠償はかけ離れたものではなく、訴訟の維持のために物理的インパクトの立証は不要であり、また恐怖による身体的および精神的被害のリカバリーは認められるとして、原告勝訴の陪審評決に基づく判決を下した。Id. at 225.

(325) See *Bell v. Great Northern Ry. or Ireland*, [1890] 26 L. R. Ir. 428.

(326) See *Pugh v. London, ect. Ry. Co.*, [1896] 2 Q.B. 248.

(327) [1901] 2 Q.B. 669.

拒絶した。スコットランドでも同様であった⁽³²⁸⁾。

Dulieu 事件では、妊娠中の原告が夫の経営するパブにいたとき、被告の従業員にネグリジェントに操られた馬車がそこに突っ込んできた。その結果、原告は激しいショックを受けて重い病気になり、後に早産した。この未熟児は重度の知的障害であった。原告が損害賠償を求めて提訴した。ケネディ（Kennedy）裁判官は、被告が、*Mitchell v. Rochester Ry. Co.* 事件⁽³²⁹⁾（次款で紹介するアメリカの事例）に依拠して、恐怖それ自体は訴訟原因を生じさせないので、恐怖の結果についても訴訟原因は認められないと主張するのを、「インパクトがないというだけで、恐怖は—身体的被害を直接的に生じさせた場合でも—訴訟の根拠となり得ないとするのは、不合理である…」として退けつつ、「ショックは、その人自身に対する差し迫った人身被害についての合理的な恐怖から生じたのでなければならない」と補足した⁽³³⁰⁾。また、損害がかけ離れているとする被告の主張について、敢えて *Coultas* 事件に従わず、「…病気を引き起こすナーバス・ショックは身体的被害ではないというのを、科学的に真実であると考えるべきではない」と述べた⁽³³¹⁾。フィリモア（Philimore）裁判官は、ネグリジェンスは「道路を通行する他人に恐怖を与えないよう注意深く行動する義務」ではなく、「衝突その他の直接的な身体的損害を生じさせない義務」の違反であると指摘し、「現実のインパクトが避けられたならば、鉄道会社は責任を負わなくてよい」と述べる⁽³³²⁾。しかし、原告が権原を有する建物内にいたという事実を重視し、被告の従業員が深刻な身体的結果を生じさせる恐怖を与えたこ

(328) See *Gilligan v. Robb*, [1910] S.C. 856.

(329) 45 N.E. 354 (N.Y. 1896).

(330) その上で、ケネディ裁判官は、他人や財産に対する被害の目撃から生じたナーバスショックについて、訴訟原因が与えられると判示する用意をすべきではない、と述べる。*Dulieu*, 2 Q.B. at 676.

(331) *Id.* at 677.

(332) *Id.* at 684.

とは、原告に対する義務違反であるとした⁽³³³⁾。これら2名の裁判官は、その理由を異にするものの、原告勝訴の判決を下した。

その後の貴族院の事例⁽³³⁴⁾では、*Dulieu* 事件を「イングランド法を確定するもの」として取り扱っており、イギリス法は「インパクトなしに、被告の違法行為によって生じたナーバス・ショックに起因する身体的被害のリカバリーに肯定的な解決」を与えるようになった⁽³³⁵⁾。

ところで、*Dulieu* 事件において、ケネディ裁判官は「ショックは、その人自身に対する差し迫った人身被害についての合理的な恐怖から生じたものでなければならない」と述べ、傍論ながら、他人や財産に対する被害の目撃によってバイスタンダーに生じた精神的苦痛の賠償を否定した⁽³³⁶⁾。しかしその後、控訴院は、*Hambrook v. Stokes Bros.* 事件⁽³³⁷⁾において、この傍論を退けた。*Hambrook* 事件では、被告の従業員が、エンジンをかけたままトラックを坂道に止め、そこを離れた。この無人のトラックがひとりでに傾斜を下り始め、狭い路地を暴走した。他方、妊娠初期の女性がわが子の登校に途中まで同行し、ある曲がり角で見送った。その直後、彼女は、子供たちの向かった方角からトラックが暴走てきて、建物に衝突するのを見た。この母親の人身に危険はなかったが、彼女は子供たちを心配して探した。彼女は、群衆の一人に女児がはねられたようだと告げられ、ひどく錯乱した。彼女は病院に駆けつけ、重傷を

(333) *Id.* at 684-685.

(334) *Coyle v. Watson*, [1915] A.C. 1.

(335) Archibald H. Trockmorton, *Damages for Fright*, 34 Harv. L. Rev. 260, 262-263 (1920).

このほか、「当時」のイギリスの法状況を詳述するものとして、See also Lewis C. Cassidy, *Recovery of Fright on Non-Traumatic Origin*, 18 Geo. L.J. 1 (1929); Hubert W. Smith, *Relation of Emotions to Injury and Disease : Legal Liability for Psychic Stimuli*, 30 Va. L. Rev. 193 at 196-206 (1944). なお、「近時に至るまで」のイギリス法における精神的苦痛賠償の展開、とりわけ PTSD 等の精神疾患に対する賠償の可否について、詳細に紹介するものとして、山口成樹「不法行為に起因する PTSD 等の精神疾患と損害賠償（一）」都法 42 卷 2 号 56 頁以下 (2002 年) および「（同）（三）」都法 43 卷 2 号 59 頁以下 (2003 年) 参照。

(336) *Dulieu*, 2 Q.B. at 676.

(337) [1925] 1. K.B. 141.

負った娘に面会した。その結果、彼女は深刻なナーバス・ショックを受け、多量に出血した。彼女はその後、一時回復するが、再び悪化し、胎児の摘出手術を受けた数日後に死亡した。原告夫は、事故死亡法（Fatal Accidents Act）に基づいて、損害賠償を求めた。多数意見を形成したバンキス（Bankes）裁判官とアトキン（Atkin）裁判官は各々、自身に対する差し迫った身体的被害の恐怖を介して健康被害を生じさせるようなショックを受けた場合と、その恐怖がわが子についてのものであった場合とで、被告が予見すべき事柄やその義務内容に違いはなく⁽³³⁸⁾、ひとたび義務違反が認められると、「実際に生じた損害が予想された正確な種類のものでなかったという事実は重要ではない」⁽³³⁹⁾として、被告勝訴の判決を破棄し、再審理を命じた⁽³⁴⁰⁾。

（二）インパクトルールとその衰退

（1）責任否定例とインパクトルール

上に述べたように、イギリスは、物理的インパクトを伴わない恐怖やナーバス・ショックが誘発した身体的被害の賠償に肯定的な立場に転じた。しかし、この時期のアメリカでは、裁判所はそのような賠償に否定的な傾向を示した。

例えば、*Ewing v. Pittsburg, C., C. & St, L. Ry. Co.* 事件⁽³⁴¹⁾では、衝突事故によって脱線した被告鉄道の車両やその破片が、原告宅やその敷地に投げ出された。自宅にいた原告女性は、人身の危険から恐怖等の精神的苦痛を受け、それが彼女を病氣にして日常家事をこなせなくなつたと主張し、損害賠償を請求した。ペンシルバニア州最高裁は、恐怖それ自体を訴訟原因とすることは法的判断を超えるものであるとして、賠償を否定する。その上で、「被告鉄道は原告を恐怖から保護する義務を負わず」、

(338) *Id.* at 151.

(339) *Id.* at 157.

(340) サーガント（Sargent）裁判官は、自動車所有者の義務を不当に拡張することになるとして、多数意見に反対する。*Id.* at 163.

(341) 23 A. 340 (Pa. 1892).

衝突事故の結果として合理的に予見できない被害はかけ離れすぎたものであると判示し、被告の妨訴抗弁を認める決定を維持した。また、*Mitchell* 事件⁽³⁴²⁾では、停留所で馬車を待っていた妊娠中の原告に、暴走した被告の馬車が迫ってきた。この馬車がギリギリで停車したとき、原告は二頭の馬の間に立っており、その恐怖から気絶して、後に流産した。原告は流産と予後の病気に対する賠償を求めた。ニューヨーク州最高裁は、恐怖それ自体は訴訟原因となり得ないから、「そこから生じた被害についてリカバリーが認められないのは明らか」であり、流産等の結果は「単に恐怖の程度……を示すにすぎない」とした。また、リカバリーを認めると、被害が容易に偽られ、虚偽または憶測の訴えのおそれがあるとの懸念を示した。さらに最高裁は、原告の被害は「偶發的で異常な状況の組み合わせの結果」であり、かけ離れすぎたものであると判示して、訴訟を却下する決定を維持した。

Spade v. Lynn & B.R. Co. 事件⁽³⁴³⁾では、被告鉄道の車掌が、酔った乗客を車両から排除しようとして、別の酔った乗客にぶつかり、原告女性に倒れ込ませた。原告は、一連のやり取りによって生じた恐怖が身体的被害を生じさせたと主張して、その賠償を求めた。マサチューセッツ州最高裁は、*Ewing* 事件や *Mitchell* 事件とは対照的に、激しい感情は身体的影響を生じさせ、そのような結果はネグリジェンスから近接して生じることがある、と認める。しかし、最高裁は、すべての行為は「それに影響を受ける者が過敏な者ではなく、通常の身体的および精神的な強さを備えているとの前提で行われざるを得ない」と指摘し、「同時に発生する身体的被害がなければ、……精神的苦痛に対するリカバリーが認められない」とされる本当の理由は、「ネグリジェントにすぎない者が恐怖とその結果を予見し、それから〔乗客を〕保護するよう強いられる」ととの不合理さと不当な訴えのおそれにある、と判示した。最高裁は、車掌の行為がネグリジェントにすぎないかどうかを検討させるため、再審

(342) *Mitchell*, 45 N.E. 354.

(343) 47 N.E. 88 (Mass. 1897).

理を命じた。

また、*Braun v. Craven* 事件⁽³⁴⁴⁾では、被告賃貸人は、賃料を回収するため、賃借人が家財を搬出するのを阻止するべく、賃貸家屋に立ち入った。被告は、同居していた原告女性を見つけて、「そこを動くな。……家財の持ち出しを認めん」などと怒鳴った。原告はそれまで被告の接近に気付かず、大きな身振りでいきなり怒鳴られたことに恐怖を感じた。原告は、この恐怖から舞踏病の症状を呈し、身体的被害を被ったと主張して、損害賠償を請求した。イリノイ州最高裁はまず、ネグリジェンス法でリカバリーを認められる損害は「…物事の通常の流れの中で、被告の行為から合理的に予見できるものでなければなら」ず、「直接的で近接した行為の結果にのみ、被告の責任が生じる」とする。そして、被告の行為は「原告の人身にインパクトを加えるものではなかった」と指摘した上で、最高裁は、被告は原告が恐怖を感じると合理的に予見できたかもしれないが、恐怖が「不治の病を生じさせることは稀であり、経験則上、そのような結果を予見することはできない」と判示した。原告勝訴の判決を破棄する原判決が維持された。

他方で、事故等による直接的な身体的被害を認定できる場合には、その賠償の余地が生じる。例えば、*Conley v. United Drug Co.* 事件⁽³⁴⁵⁾では、被告所有のビルの地下室で炭酸ガスボンベが爆発し、この爆発はビル1階の床に亀裂を生じさせるほど激しかった。1階のテナントで働いていた原告少女は、爆発のショックで気を失い、自宅で意識を取り戻すまでのことをよく覚えていなかったが、検査医は右半身等に痺れを認め、体側部等にあざが残っていた。原告が身体的被害の賠償を求めたのに対し、被告は *Spade* 事件を援用して争った。マサチューセッツ州最高裁は、列車での出来事と同時に発生した身体的被害の証拠がなかった *Spade* 事件との事案の違いを指摘して、原告が恐怖によって気絶して床に転倒し、それによって身体的被害を被ったならば、リカバリーは妨げられない、

(344) 51 N.E. 657 (Ill. 1898).

(345) 105 N.E. 975 (Mass. 1914).

と判示した。しかし、最高裁は、被告が責任を負うべき原因で爆発が生じたことを示す証拠がないことを理由に、被告勝訴の判決を下すよう命じた。

これらの事例は、*Braun* 事件を除いて、「インパクト」という表現こそ用いないけれども（おそらく当時のイギリスにおける議論の影響により）、精神的苦痛を介した身体的被害の賠償のために、原告に物理的インパクトが加えられ、それと同時に身体的被害が生じたことを要求するものと理解され、これがインパクトルールと呼ばれるようになる。

(2) 恐怖等を介した身体的被害の賠償に肯定的な事例

上に紹介した制限的な傾向とは対照的に、この時期において、恐怖等の精神的苦痛を介した身体的被害の賠償に肯定的な事例もみられる。例えば、*Purcell v. St. Paul Ry. Co.* 事件⁽³⁴⁶⁾では、妊娠中の原告が乗っていた被告市電の車両が、ケーブル・カーが間近に迫っているにもかかわらず、ネグリジェントな指示に従って交差点に進入した。衝突は辛うじて避けられたが、原告は、警鐘と乗客らの混乱に恐怖を感じ、そのショックから流産して病気になり、損害賠償を求めた。ミネソタ州最高裁は、精神的苦痛それ自体がリカバリーを認められる被害となるかどうかは議論があるが、「本件では手足の骨折と同じくらい深刻で、確かな身体的被害が生じている」と述べた。また、被告のネグリジェンスがそのような被害の近因であるかどうかは一般に陪審問題であるとした上で、「心と体は相互に作用する」として、恐怖がネグリジェンスによる危難の自然な結果であり、それが「…ナーバス・ショック等の予後の病気を引き起こしたならば、ネグリジェンスはそのような被害の近因である」と判示した。妨訴抗弁を退ける決定が維持された。

Mack v. South-Bound R. Co. 事件⁽³⁴⁷⁾では、原告少年は乗っていたラバが暴れて、被告鉄道の線路上に進入したため、ラバから降り、手綱を引

(346) 50 N.W. 1034 (Minn. 1892).

(347) 29 S.E. 905 (S.C. 1898).

いて線路を離れようと奮闘した。そこに列車がやってきて、乗務員らは、少なくとも半マイル手前でこの少年を確認できたにもかかわらず、警笛を鳴らすことも速度を緩めることもせず、列車を走行させた。ラバに集中していた少年は、直前で列車に気付き、線路脇に飛び退いて打撲を負った。列車は、ラバをはねとばし、線路脇の少年の頭上すれすれを猛スピードで通過した。少年はこの恐怖からショックを受けて、心を病んだ。原告らは、精神障害とその治療費等の賠償を求めて提訴した。ネグリジェンスによる恐怖の結果としての被害に責任を負うかについて、サウスキャロライナ州最高裁は、*Spade* 事件⁽³⁴⁸⁾や *Purcell* 事件等を挙げ、とりわけ恐怖等の精神的苦痛は身体的被害を生じさせることがあると判示する部分を抜粋し、「これらの事例は鉄道会社の責任認定に有利なものであり、……そのような被害について責任を負う」と判示した。原告勝訴の判決が維持された。

また、*Alabama Fuel & Iron Co. v. Baladoni* 事件⁽³⁴⁹⁾では、原告鉱夫は、被告炭鉱の提供する社宅に居住していた。ある日、社宅や採炭キャンプを管理する被告の職員が、原告の留守中に社宅を訪ねた。妊娠中の妻が玄関先でこの職員に応対しているとき、（理由は定かではないが）彼は馬上から原告らの飼犬に発砲した。原告の妻はこれにひどく動搖して、翌日流産し、日常家事をこなせない状態が続いた。原告が医療費等の賠償を請求したのに対し、被告は恐怖の結果に対するリカバリーは認められないと争った。アラバマ州控訴裁判所は、流産による身体的苦痛や後遺症のように、客観的な損害は「あたかもインパクトや打撃から生じたのと同様に、陪審によって算定されうる」ので、恐怖それ自体は訴訟原因ではないから、その結果に対するリカバリーも認められないとするのは「不合理な推論である」とした。また控訴裁判所は、本件の損害はネグリジェンスの近接した結果であり、詐欺的な訴えの懸念は陪審の良識によって対処されるべき問題であると判示して、原告勝訴の判決を維持

(348) *Spade*, 47 N.E. 88.

(349) 73 So. 205 (Ala. Ct. App. 1916).

した。

(3) 学説によるインパクトルールへの批判

①ボーレン (Francis H. Bohlen) は、精神的苦痛はそれ単独では法的被害ではないが、他の損害および訴訟原因が認められると賠償項目に含まれるというルールは、些細であることの多い精神的苦痛へのコモン・ローの関心が薄かったことに由来する、と分析する⁽³⁵⁰⁾。また彼は、損害額の算定は陪審問題なので、精神的苦痛それ自体の賠償を否定するルールを正当化するのに算定困難というだけでは不十分であるが⁽³⁵¹⁾、陪審に微妙な判断のすべてを委ねるのは問題であるとする⁽³⁵²⁾。さらに、証明が一方的なものとなると、偽証が容易で、反証が困難であるとして、このルールを擁護し、被告に恐怖を与える意図があった *Wilkinson* 事件⁽³⁵³⁾でさえ、原告が身体的被害を被ったがために、行為が違法とされた、と指摘する⁽³⁵⁴⁾。

他方で、ボーレンは、ネグリジェンスについて、被害の予見可能性は注意義務の判定基準となるが、ひとたびネグリジェンスが認定されると、予見可能な被害のみならず、被告の行為から中断されることなく生じる自然な結果のすべてに責任を負う、と説明する。また、恐怖を生じさせる状況のもとで、原告の取った反射的な行為が法的被害を生じさせたならば、それは通常の自然力と同視でき、因果関係を中断するものではな

(350) Francis H. Bohlen, *Right to Recover for Injury Resulting from Negligence without Impact*, 50 Am. L. Reg. 141, 142-143 (1902).

(351) *Id.* at 144. そのほか、ボーレンは、被害がかけ離れすぎているとされることについて、何らかの他の被害がある場合には精神的苦痛は賠償項目とされることがあると指摘し、また訴訟を助長するとの懸念については、法的被害が生じている以上、訴訟による矯正が拒絶されるべきではないとして、いずれも精神的苦痛賠償を否定する根拠とならない、と示唆する。*Id.* at 146.

(352) *Id.* at 146.

(353) *Wilkinson*, 2 Q.B. 57.

(354) Bohlen, *supra* note 350 at 146-147.

い、と指摘する⁽³⁵⁵⁾。その上で、彼は、被告の行為がインパクトなしに恐怖そのものを介して身体的被害を生じさせた場合に、リカバリーが認められるかという問題に取り組む。

この点について、ボーレンは、*Mitchell*事件⁽³⁵⁶⁾、*Coultas*事件⁽³⁵⁷⁾および*Ewing*事件⁽³⁵⁸⁾における理由づけを、*Purcell*事件や*Dulieu*事件等⁽³⁵⁹⁾と対比させつつ、批判的に検討し⁽³⁶⁰⁾、結論として次のように要約して⁽³⁶¹⁾、リカバリーに肯定的な立場に立つ。(a)恐怖に対するリカバリーは認められず、身体的被害は恐怖の程度を示すにすぎないとされるが、これらの事例では、恐怖に対するリカバリーが求められているのではなく、恐怖は行為と身体的被害との因果関係をつなぐものとして提示されている。(b)精神的苦痛だけでは法的被害とならないが、身体的被害は法的被害であり、それに対するリカバリーが認められるのであって、精神的苦痛のみが生じた場合にリカバリーを拒絶できなくなるわけではない。(c)リカバリーを認めても、遵守できないほどの注意を要求するものではない。行為が法的被害やそのおそれを生じさせない限り、そもそもネグリジエンスが成立しないのであって、注意義務が拡張されるわけではない。また、ショックは原告自身の身体的被害に関する合理的な不安の結果でなければならず、他人への被害を目撃したバイスタンダーへのリ

(355) *Id.* at 147-151.

(356) *Mitchell*, 45 N.E. 354. なお、ボーレンは後に、ボリコフ (Harry Polikoff) との共著論文において、*Mitchell*事件で示されたルールが、その後ニューヨーク州でどのように推移したかを検討している。See Francis H. Bohlen, Harry Polikoff, *Liability in New York for Physical Consequences of Emotional Disturbance*, 32 Colum. L. Rev. 409 (1932).

(357) *Coultas*, 13 A.C. 222.

(358) *Ewing*, 23 A. 340. なお、ボーレンは後に、ボリコフとの共著論文において、*Ewing*事件で示されたルールが、その後ペンシルバニア州でどのように推移したかを検討している。See Francis H. Bohlen, Harry Polikoff, *Liability in Pennsylvania for Physical Effects of Fright*, 80 U. Pa. L. Rev. 627 (1932).

(359) *Purcell*, 50 N.W. 1034; *Dulieu*, 2 K.B. 669.

(360) Bohlen, *supra* note 350 at 151-171.

(361) *Id.* at 171-173.

カバリーは否定される。(d)利害関係のない者や医学専門家の証言によって、被害を証明および反証することができる。(e)被害はかけ離れすぎてはいない。因果関係をつなぐのが精神状態であるという事実は、因果関係を中断させるものではなく、また被害がネグリジエンスの自然な結果であるかどうかは陪審問題である。

②スロックモートン (Archibald H. Throckmorton) は、アメリカでは多くの法域で、インパクトを伴わない恐怖による身体的被害のリカバリーを否定するルールが確立されたとして⁽³⁶²⁾、*Ewing* 事件、*Mitchell* 事件および *Spade* 事件を挙げる⁽³⁶³⁾。しかし、彼は、*Purcell* 事件や *Mack* 事件を例示し⁽³⁶⁴⁾、リカバリーに肯定的な法域も増加傾向にあるとして、リカバリーを否定するにしても、その理由づけが重要である、と主張する⁽³⁶⁵⁾。

この点について、スロックモートンはまず、恐怖に対するリカバリーは認められないので、その結果に対するリカバリーも認められないとする理由づけを批判する⁽³⁶⁶⁾。すなわち、ナーバス・ショックを精神状態と捉え、身体的被害ではないとするのは誤りであり、「神経は骨や筋肉と同様に身体の一部なので、神経への被害は骨折や筋肉痛と同様に身体的被害である」。恐怖それ自体に対するリカバリーが認められないのは確かであるが、リカバリーが求められているのは身体的被害であって、「行為と被害との因果関係をつなぐものがインパクトであるか恐怖であるかに関わりなく、……提訴することができる」。

次にスロックモートンは、*Conley* 事件⁽³⁶⁷⁾を、直接的な気絶や打撲というよりむしろ、ナーバス・ショックやそれを介した被害に対するリカバリーの余地を認めた事例と捉え、このショックは、気絶や打撲に比べ

(362) Trockmorton, *supra* note 335 at 264.

(363) *Ewing*, 23 A. 340; *Mitchell*, 45 N.E. 354; *Spade*, 47 N.E. 88.

(364) *Purcell*, 50 N.W. 1034; *Mack*, 29 S.E. 905.

(365) Trockmorton, *supra* note at 265.

(366) *Id.* at 265-268.

(367) *Conley*, 105 N.E. 975.

て、恐怖からそれほどかけ離れているとはいえないとする⁽³⁶⁸⁾。また、被害がかけ離れているとするリカバリー否定の理由づけの背景に、ネグリジエンスの成立要件としての予見可能性の判断と賠償範囲の算定の判断との混同があると分析し、その典型例として *Braun* 事件⁽³⁶⁹⁾を挙げる。しかし、彼は、被告がその行為によって原告に恐怖を与えると予見できたならば、ネグリジエンス訴訟原因は満たされ、被害が恐怖の自然で起りそうなる結果であるかどうかは陪審問題になる、と捉えるようである⁽³⁷⁰⁾。

さらにスロックモートンは、その他の政策的理由を検討し⁽³⁷¹⁾、先例の欠如はリカバリー否定の理由にならず、またリカバリーの認容は訴訟数を有意に増加させないし⁽³⁷²⁾、仮に増加するとしても、救済を求めて提訴することは禁じられない、と主張する。詐欺的な訴えの懸念については、恐怖によるナーバス・ショックを介した身体的被害のリカバリーだけが否定される理由にならないとして、これを陪審に委ねられるべき問題であると捉える *Alabama Fuel & Iron Co.* 事件⁽³⁷³⁾等を示す。賠償額の算定困難に関しては、身体的被害一般について同様にいえるのであって、法はこれを理由にリカバリーのすべてを否定するものではない、と指摘する。これらの検討により、スロックモートンは、インパクトルールは廃止されるべき制限である、と結論づける⁽³⁷⁴⁾。

(368) Trockmorton, *supra* note 335 at 268-270.

(369) *Braun*, 51 N.E. 657 (Ill. 1898).

(370) Trockmorton, *supra* note at 271-272.

(371) *Id.* at 272-278.

(372) なお、リカバリーを認める州では訴訟の洪水は生じておらず、訴訟数は、インパクトルールを用いる州の方が多いとの指摘もある。See Harold F. McNiece, *Psychic Injury and Tort Liability in New York*, 24 St. John's L. Rev. 1, 31 (1949).

(373) *Alabama Fuel & Iron Co.*, 73 So. 205.

(374) Trockmorton, *supra* note 335 at 279. なお、スロックモートンは、恐怖が財産や他人への被害に関する不安から生じた場合について、一般にリカバリーが否定されているとしつつ、一部の法域でリカバリーに肯定的な傾向がある、と指摘する。*Id.* at 279-281.

③グッドリッジ（Herbert F. Goodrich）もまた、恐怖や不安が身体に及ぼす影響に関する当時の医学的知見を紹介した上で⁽³⁷⁵⁾、「恐怖がこん棒で一撃を加えるのと同じくらい身体組織に決定的な影響を与えることは明らかである」として、そのような苦痛に対するリカバリーの権利が認められるべきであるとする⁽³⁷⁶⁾。また、精神的苦痛と身体的被害との因果関係が認められたならば、その被害の金銭的評価は、骨折や頭部外傷における非金銭的損害の算定よりも困難なわけではない、と指摘する⁽³⁷⁷⁾。

グッドリッチは、インパクトが認められるとリカバリーはそれに起因する被害に限定されないところ、インパクト要件を緩和する（後に紹介する）*Porter v. Delaware, Lackawanna & Western R.R. Co.* 事件⁽³⁷⁸⁾等に触れて、この要件は詐欺的な訴えを防止していない、と示唆する。また、意図的不法行為の事例ではインパクトが不要とされるが、真偽の識別困難は被告の帰責性とは関わりなく存在する、と述べる。そして、詐欺的な訴えのおそれをインパクトを伴わない事例に特有の問題ではないと捉え、そのような事例でリカバリーを一律に拒絶する理由とならないと主張し、適切な問診によって詐欺が検出されることに期待する⁽³⁷⁹⁾。彼はまた、責任が認められるためには、精神的苦痛が身体的被害を誘発せただけでなく、被告の行為の帰責性が証明されなければならない、と確認する⁽³⁸⁰⁾。その上で、裁判所がネグリジェンスは通常の思慮深い者に予見可能であったことに基づいて判定されると説示し、またはこの基準によってネグリジェンスを認定できない事件を陪審に付託するのを拒否

(375) Herbert F. Goodrich, *Emotional Disturbance as Legal Damage*, 20 Mich. L. Rev. 497, 498-501 (1922).

(376) *Id.* at 503.

(377) *Id.* at 503-504.

(378) 63 A. 860 (N.J. 1906).

(379) Goodrich, *supra* note 375 at 504-506.

(380) *Id.* at 504-506. これと関連して、予見可能性はネグリジェンスの成立要件であって、賠償範囲を判断するには不適切な基準である、と指摘する。*Id.* at 506.



するならば、感情的に偏った者による些細な訴えのおそれは小さい、と分析する⁽³⁸¹⁾。

なお、グッドリッチはさらに、身体的被害を伴わない精神的静穏の侵害それ自体に対する賠償の可否にも取り組んでいる。この点について彼は、法状況は混乱しているとの認識を示しつつ、再度、損害の算定問題に触れ、名誉毀損や不法監禁における非金銭的損害の算定よりも困難なわけではないとする⁽³⁸²⁾。また、アッサルトや悪意訴追等の訴訟原因が認められる場合には、これらを留め金として精神的苦痛賠償が認められてきた、と指摘する⁽³⁸³⁾。とりわけ彼は、ニューサンス訴訟原因のもとで、実質的には精神的静穏のみが侵害されている事案で救済を認める事例⁽³⁸⁴⁾が散見されることに注目し、これらを、法が侵害された感情を保護対象として承認した例と捉える⁽³⁸⁵⁾。その上で彼は、悪臭や騒音のすべてがニューサンスとされるわけではないので些細な訴えを過剰に心配する必要はないとして、そこから逆説的に、精神的静穏の保護のために、すでに確立した何らかの訴訟原因に係らせる必要はない、と主張する⁽³⁸⁶⁾。

(4) インパクト要件の緩和とルールの衰退

これら学説の批判を受けてインパクトルールは衰退していく。他方で

(381) *Id.* at 506-507. なお、ネグリジェンスは原告自身に対する義務の違反でなければならぬとして、他人の安全性に対する不安から生じたバイスタンダーの被害のリカバリーについては、否定的な見方を示す。*Id.* at 507.

(382) *Id.* at 509.

(383) *Id.* at 509-510. なお、遺体の管理者は意図的な遺体損壊によって生じた悲嘆について賠償が認められると指摘しつつ、損壊行為がネグリジェントにすぎないときはこの限りではないとする。*Id.* at 510. But see KEETON ET AL., *supra* note 17 § 54 at 361-362 (当初、意図的な遺体の損壊行為についてのみ責任が認められたが、ネグリジェンスによる場合にも責任が拡張されたと指摘).

(384) See *Stotler v. Rochelle*, 109 P. 788 (Kan. 1910); *Deaconess Home v. Bonjes*, 69 N.E. 748 (Ill. 1904).

(385) *Goodrich*, *supra* note 375 at 511.

(386) *Id.* at 511-513.

この間、グッドリッジが指摘したように、インパクト要件を著しく緩和する事例もみられる。例えば、*Porter* 事件⁽³⁸⁷⁾では、被告鉄道の鉄橋が、そこを走行中の列車とともに崩落した。このとき直下の市道を歩いていた原告の首に何かがあたり、舞い上がった埃が彼女の目に入った。原告が目と神経系への被害に対する賠償を求めたのに対し、被告は原告の状態は恐怖によるもののみであると争った。ニュージャージー州最高裁は、原告の首に何かが当たり、目に埃が入ったという「身体的被害の証拠は、恐怖のみに対するリカバリーを認めないルールから本件を除外する」と判示し、原告勝訴の判決を維持した。また、*Morton v. Stack* 事件⁽³⁸⁸⁾では、6歳の原告が両親とともに居住していた被告所有のアパートで火災が発生し、適切な避難路の欠如のため、救助までの約15分間、原告は煙の充満した部屋に留まることを余儀なくされ、咳き込みながら大声で叫んだ。その後原告は、悪夢にうなされては泣き叫ぶなど火災を追体験しているようであり、ひきつけ発作を起こすようになった。原告がこれら神経症状に対する賠償を求めて提訴した。オハイオ州最高裁は、列挙された事実は「〔原告の〕咳とその後の異常な状態が15分間に吸引した煙によるものとする合理的な推論をサポートする」と判示して、被告勝訴の指示評決を破棄した原判決を維持した。これらのほか、風変わりな事例として、*Christy Bro. Circus v. Turnage* 事件⁽³⁸⁹⁾では、被告サーカスで演舞中の馬が、これを観覧していた原告女性に後退ってきて、彼女の膝の上に排泄した。観客はこの出来事に爆笑した。原告が狼狽や屈辱に対する賠償を求めて提訴した。ジョージア州控訴裁判所は、「人身への違法な接触は、そこから現実の有形的な傷（physical hurt）が生じなくても、……身体的被害となる。違法な接触は、何らかの物体の人身への落下のように、……間接的なものであってよい」と述べ、原告勝訴の判決を維

(387) *Porter*, 63 A. 860.

(388) 170 N.E. 869 (Ohio 1930).

(389) 144 S.E. 680 (Ga. Ct. App. 1928).

持した⁽³⁹⁰⁾。

これらの事例も「インパクト」という表現を用いていないけれども、目に入った埃、煙の吸引および馬糞との接触がインパクト要件を満たすと判示したものと解されている⁽³⁹¹⁾。これら事例において、裁判所は、インパクトルールの枠内で原告への損害賠償を認めようと苦心しているように思われる。しかし、それがかえって恣意的な運用であるとの見方を生じさせ、ルールそれ自体への批判を強めた⁽³⁹²⁾。

そのため、20世紀前半には、多くの法域がインパクトルールを拒絶または放棄するようになり⁽³⁹³⁾、*Mitchell* 事件⁽³⁹⁴⁾以来、長年インパクトルールに固執してきたニューヨーク州最高裁も、1961年の*Battala v. State* 事件⁽³⁹⁵⁾で、ついにこのルールから撤退する。この事件では、9歳の原告女児が、被告州の運営するスキー場でリフトに乗った。その際、州職員が安全ベルトをしっかりと固定しなかったため、原告は落下の恐怖からヒステリーを起こし、後に神経症状を残すに至った。原告が身体的および精神的被害の賠償を求めて提訴した。ニューヨーク州最高裁は、

(390) なお、この事例は精神的苦痛それ自体に対する賠償の余地を示唆するが、後にジョージア州最高裁は、「精神的苦痛に対する賠償請求をサポートするインパクトは、身体的被害を生じさせるものでなければならない」として、明示的に*Christy Bro. Circul* 事件を覆した。See *Ob-Gyn Assocs. of Albany v. Littleton*, 386 S.E.2d 146, 149 (Ga. 1989).

(391) See, e.g., KEETON ET AL., *supra* note 17 § 54 at 363-364.

(392) See McNiece, *supra* note 372 at 51-58, 80-81. See also Goodrich, *supra* note 375 at 504-506; KEETON ET AL., *supra* note 17 § 54 at 363-364.

(393) なお、少数の法域では、現在でもインパクトルールが維持されている。See Kircher, *supra* note 13 at 810-812, 820-821. ただし、これらの法域でも、インパクトルールは今日、第三者に対する被害を目撃したショックから原告バイスタンダーに生じた精神的苦痛とそれによる身体的被害等について、その賠償の可否を検討する文脈で用いられており、その実際の機能や射程は必ずしも明確ではないように思われる。See, e.g., *Shuamber v. Henderson*, 579 N.E.2d 452 (Ind. 1991); *Reynolds v. State Farm Mutual Automobile Ins. Co.*, 611 So. 2d 1294 (Fla. Ct. App. 1992); *Lee v. State Farm Mutual Ins. Co.*, 533 S.E.2d 82 (Ga. 2000).

(394) *Mitchell*, 45 N.E. 354.

(395) 176 N.E.2d 729 (N.Y. 1961).

「*Mitchell* 事件は覆されるべきである」と述べた上で、インパクトルールを批判する。すなわち、些細なインパクトさえあれば賠償が認められるところ、これを偽ることも容易であって、詐欺的な訴えのおそれがある。したがって、インパクトを求めて、原告にこれを偽証するよう促すばかりか、「〔賠償が認められる〕古くからの例外の範囲内に〔自身を〕位置づけ、または新たな例外を設けようとする継続的な試みが訴訟を増加させる」。いざれにせよ「紛争解決の機会を受け入れることは裁判所の義務である」。また、賠償額の算定が困難な事例でも、「現在の医学的知見や、不誠実な訴えを排除する裁判所と陪審の能力に、ある程度依拠せざるを得ない」。訴えを却下する決定が破棄され、事件は差戻された。

(三)身体的発現ルールとその射程

(1)原告自身への人身被害についての恐怖

インパクトルールの拒絶または放棄にともなって、一部の法域は、*Purcell* 事件や *Mack* 事件のラインに沿って⁽³⁹⁶⁾、恐怖それ自体に対する賠償は認められないが、恐怖等の精神的苦痛が身体的被害に発展していれば、その賠償が認められ得るとする身体的発現 (physical manifestation) ルールを採用するようになる。

例えば、*Chiuchiolo v. New England Wholesale Tailors* 事件⁽³⁹⁷⁾では、被告会社に設置されていたボイラーが、圧力の上昇によって、大きな破裂音とともに計器ガラスを破損させ、蒸気を噴出させた。勤務中であった原告は破裂音と充満した蒸気に驚き、その恐怖から健康を害したと主張して、損害賠償を請求した。ニューハンプシャー州最高裁は、被告が原告の弱さを示唆して責任を否認するのを、精神的な傷つきやすさは「健康の基準というよりむしろ、各人の個性である」として退けた。またインパクトルールについて、健康を害するほどの恐怖に対する責任を否定する十分な根拠を提示するものではない、と分析する。もっとも、最高

(396) *Purcell*, 50 N.W. 1034; *Mack*, 29 S.E. 905.

(397) 150 A. 540 (N.H. 1930).

裁は、恐怖を与えられないという絶対的な権利があるわけではなく、恐怖それ自体の予見とそれによる被害の予見は同じではないと指摘し、「…予見されるべき結果が身体または健康への被害を含むものでない限り、注意義務は生じない」として、身体的発現ルールを示唆する。そして、この点について、適切な説示がなされなかつたことを理由に、再審理が命じられた。

Colla v. Mandella 事件⁽³⁹⁸⁾では、被告が傾斜地に停車したトラックが、無人のまま下方へ走り出し、ある家屋の寝室付近に衝突した。家屋への被害は軽微であったが、寝室で横になっていた男性は、激しい衝突音に驚いて、その恐怖が既往の高血圧や心臓のトラブルを悪化させ、10日後に心不全で死亡した。原告遺産管財人が、損害賠償を求めて提訴した。ウィスコンシン州最高裁は、「恐怖のみから生じた身体的被害について、リカバリーが認められ」、これは「…物理的なインパクトがなかったとの事実によって、否定されない」と判示した。また、「被害は、出来事の時間、場所および連續性において、ネグリジエンスからかけ離れていない」とした（この際、裁判所は、原告は「危難の領域（field of peril）内にいた」と付言しており、これは次款で紹介する「危険範囲ルール」をも連想させる）。加えて、最高裁は「心臓にトラブルを抱えていない……通常人なら、実質的な被害を受けなかつたであろうという事が、リカバリーを否定するものではない」として、被告によるサマリジャッジメントの申立てを退ける決定を維持した。

また *Daley v. LaCroix* 事件⁽³⁹⁹⁾では、被告の運転する自動車が電柱に衝突し、切断された高圧線が原告宅に打ちつけられて、電気的な爆発を生じさせた。原告らは家屋等への財産損害のほか、爆発によって引き起こされた精神症状の賠償を求めて提訴した。ミシガン州最高裁は、ニューヨーク州が *Battalla* 事件⁽⁴⁰⁰⁾でインパクトルールを放棄したこと等を示

(398) 85 N.W.2d 345 (Wis. 1957).

(399) 179 N.W.2d 390 (Mich. 1970).

(400) *Battalla*, 176 N.E.2d 729.

した上で、「『インパクト』要件は、ミシガン州において影響を保ち続けるべきではない」と述べた。そして、「明確で客観的な身体的被害が、被告のネグリジェントな行為によって近接して生じた精神的苦痛の結果として引き起こされたものである場合には、……原告は、物理的なインパクトがないにもかかわらず、そのような身体的結果に対する賠償を受けてよい」と判示した。最高裁は、原告らの精神症状について、陪審問題が存在するとして、被告勝訴の指示評決を破棄し、事件を差戻した。

(2)原告自身への人身被害以外の事柄についての恐怖ないし不安

①身体的発現ルールを採用（ないし示唆）する法域には、恐怖等の精神的苦痛が原告自身への人身被害に関するものではなかった場合に、賠償を認める事例もみられる。例えば、*Spearman v. McCrary* 事件⁽⁴⁰¹⁾では、原告とその夫がラバに引かれた馬車から降りたとき、被告がネグリジェントに運転する自動車に驚いたラバが暴れ、馬車は原告の幼児を乗せたまま暴走した。これに動転した原告は気絶して倒れ、後に病気になり、その賠償を求めて提訴した。被告は、訴状が原告の人身や財産に対する現実の被害を提示していないとして争った。アラバマ州控訴裁判所は、インパクトルールを批判した上で、「原告が恐怖または精神的ショックの結果以外の身体的被害を被ったことを示していないことを理由に、訴状に対する妨訴抗弁が認められるものではない」と判示し、原告勝訴の判決を維持した。また、*Cohn v. Ansonia Realty Co.* 事件⁽⁴⁰²⁾では、被告に雇われた添乗員が通路側の扉を開けた状態でエレベーターを離れ、原告母親が目を離した隙に、彼女の幼児がこれに乗り、エレベーターは扉を開いたまま上昇した。これを見た原告は恐怖のために気絶して倒れ、エレベーター・シャフトに落下して受傷し、損害賠償を請求した。ニューヨーク州高位裁判所控訴部は、「恐怖それ自体についてリカバリーが認められないのは確かであるが、恐怖が現実の身体的被害を生じさせた場

(401) 58 So. 927 (Ala. Ct. App. 1912).

(402) 148 N.Y.S. 39 (A.D. 1914).

合は、これと違ったルールが支配的である」と判示して、原告勝訴の判決を維持した。いずれの事例でも、恐怖が、原告自身に関するものではなく、わが子への人身被害の危険から生じたものであった、という事実は問題とされなかった。

Rasmussen v. Benson 事件⁽⁴⁰³⁾では、被告は、ヒ素で汚染された飼料を、「有毒」とのラベルなしに、原告酪農家に販売した。原告はこれを乳牛に給餌し、翌朝搾乳して牛乳を顧客に配達した。その午後、乳牛10頭がヒ素中毒で死亡した。原告は、顧客が牛乳を飲んで中毒を起こすのではないかという不安の中で、顧客にこの事実を伝えるために奔走し、ストレスから体調を崩して入院した。原告は、事業の破綻や精神的ショックによる被害に対する賠償を求めて提訴したが、係属中に死亡し、遺産管財人が訴訟を引き継いだ。ネブラスカ州最高裁は、原告の危惧した食品被害が実際には生じなかつたということは重要ではないとする。そして、「本件は不安のみに対するリカバリーを求めるものではなく、「深刻な身体的被害を伴っている」と指摘した上で、この州では「同時発生の身体的被害を伴っていなくとも、恐怖や精神的ショックから生じた神経系への現実の被害についてリカバリーを認める」ルールが採用されている、と判示した。原告勝訴の判決が維持された。

②他方で、恐怖が極端な思いこみによる場合に、原告の呈する精神症状に対する賠償を否定する事例もみられる。例えば、*Williamson v. Bennett* 事件⁽⁴⁰⁴⁾では、被告の自動車が、原告の運転する自動車の側面に軽く追突し、原告は何かが擦れる音を聞いた。その約1ヶ月前、原告の親類が自転車に乗った子どもをはねて死亡させる事故を起こしていた。これを知っていた原告は、追突音を聞いて、子どもをはねたのではないかとの恐怖に駆られた。原告がこの恐怖から生じた神経症状の賠償を求めた。ノースキャロライナ州最高裁は「身体的被害が、ネグリジエンスから自然で直接的に近接して生じた場合には、リカバリーが認められる」

(403) 280 N.W. 890 (Neb. 1938).

(404) 112 S.E.2d 48 (N.C. 1960).

として、身体的発現ルールを示す。しかし、最高裁は、原告の不安は「追突ではなくて、自転車に乗る幻の子どもという存在しない何か」によるものであると指摘し、「被告は、原告が存在しない事実をイメージするかもしれないとの可能性を予見し、それを防止する措置をとるべき義務を負わ[ず]、……実際に起こったことによって生じた被害についてのみ、責任を負う」と判示した。原判決はこの判断に沿うよう修正された。

また、類似の事例として、*Kaufman v. Miller* 事件⁽⁴⁰⁵⁾では、被告の自動車が高速道路に合流しようとして、原告の運転するトラックに接触し、路肩方向に弾かれた。これに気付いた原告は、トラックを止めて被告の自動車に駆け寄ったが、いずれの車両の損傷も軽微であり、誰も怪我を負わなかった。しかし、原告は以前、重大な事故を起こして死傷者を出したことがあり、今回も彼自身が事故を起こして、誰かを傷つけたのではないかというショックを受けた。原告はめまい等の精神症状を呈するようになり、精神科医はトラックの運転を止めるよう指示した。原告が精神障害の賠償を求めて提訴した。テキサス州最高裁は、原告のショックが自身への被害の不安ではなくて「他人を害したかもしれないという不安から生じたもの」であること、原告が神経症に罹りやすい素因を有していたこと、その素因は以前の事故によるものであること、精神障害が原告へのインパクトから生じたものでないこと等を摘示し、これらの事実がすべて備わっている場合には、「公共政策は、責任の否定によって、よりよく達成される」と結論づけた。原告敗訴の判決が下された。

(3)第二次不法行為法リストメント－直接の被害者が受けた精神的苦痛

ネグリジェントに惹起された恐怖等の精神的苦痛から生じた身体的被害の賠償の可否について、第二次リストメントの規定は錯綜しているが、第 436A 条は、次のように規定して、精神的苦痛それ自体に対す

(405) 414 S.W.2d 164 (Tex. 1967).

る賠償が認められないことを示す。

第436A条（精神的苦痛のみを生じさせるネグリジェンス）

行為が、他人に身体的被害または精神的苦痛のいずれかを生じさせる不合理なリスクを作出するためにネグリジェントであり、〔実際には〕そのような精神的苦痛のみを生じさせ、身体的被害その他の填補されうる損害を生じさせなかつたならば、行為者はそのような精神的苦痛について責任を負わない⁽⁴⁰⁶⁾。

他方で、第二次リストイメント第456条は、次のように規定する。

第456条（提訴できる被害またはそれを生じさせた行為から生じた精神的苦痛）

ネグリジェントな行為が、他人に行為者を有責にするような身体的被害を生じさせたならば、行為者は、(a)身体的被害またはそれを引き起こした行為から生じた恐怖、ショックその他の精神的苦痛、および(b)そのような精神的苦痛からさらに生じた身体的被害についても、責任を負う⁽⁴⁰⁷⁾。

第456条は「インパクト・ルールを述べたものである」と解されている⁽⁴⁰⁸⁾。しかし、同条は、物理的インパクトとしての、または同時発生の被害としての(a)号の身体的被害から生じた精神的苦痛について責任が生じ、さらにそこから(b)号の身体的被害が発生した場合に、行為者が責任を負うとするにすぎず、インパクトないし同時発生の被害がなければ責任を負わないということまで含意するものではない。

というのも、第二次リストイメント第313条(1)項および第436条(1)項は、それぞれ次のように規定するからである。

第313条（意図されない精神的苦痛）

(1)行為者が意図せず他人に精神的苦痛を生じさせた場合において、当該行為者が(a)第三者への被害または危難を知ったことによるものを除き、行為が苦痛を生じさせる不合理なリスクを伴うと認識すべきであったとき、および(b)当該行為者の知る事実から、苦痛が生じたならば、それが病気または身体的被害を生じさせるかもしれないと認識すべきであったときは、結果として生

(406) RESTATEMENT (2nd), § 436A.

(407) RESTATEMENT (2nd), § 456.

(408) 菊地・前掲注(12) 比較法36号202頁（ただし、1963年版の第二次リストイメントに依拠）。

じた病気または身体的被害について、当該他人に対して責任を負う⁽⁴⁰⁹⁾。

第436条（精神的苦痛から生じた身体的被害）

(1) 行為者が身体的被害の不合理なリスクを伴うと認識すべきであった恐怖その他の精神的苦痛から他人を守るために設定される注意義務に反するために、行為がネグリジェントであるならば、被害が恐怖その他の精神的苦痛の精神作用のみを介して生じたという事実は、行為者を免責するものではない⁽⁴¹⁰⁾。

第313条（1）項は、ネグリジェンスの直接の被害者に生じた精神的苦痛について、同項（a）および（b）号に定める状況のもとで、身体的発現ルールを規定するものと解される⁽⁴¹¹⁾。また第436条（1）項も、その「設例1」で *Chiuchiolo* 事件⁽⁴¹²⁾とほぼ同様の事例を例示していることから、身体的発現ルールを規定するものと思われる⁽⁴¹³⁾。

（四）危険範囲ルールとバイスタンダーへの賠償の制限

上に述べたように、アメリカにおいてもインパクトルールは衰退し、20世紀中頃までには、このルールを維持する法域はむしろ少数派となつた。しかし、ケネディ裁判官がすでに、*Dulieu* 事件で「ショックは、その人自身に対する差し迫った人身被害についての合理的な恐怖から生じたのでなければならない」⁽⁴¹⁴⁾と補足していたことからも窺われるよう、責任制限の政策的な必要性それ自体が消失したわけではない。そのため、アメリカでは、インパクトルールの衰退と相前後して、これに代わる責任制限を模索する動きも生まれた。

(409) RESTATEMENT (2nd), § 313 (1).

(410) RESTATEMENT (2nd), § 436 (1).

(411) See Kircher, *supra* note 13 at 809.

(412) *Chiuchiolo*, 150 A. 540.

(413) RESTATEMENT (2nd), § 436 (1), Illustration 1. ただし、同項に対するコメントは、「行為が、深刻な恐怖その他の精神的苦痛を生じさせることを意図し、またはそれを生じさせることの多いものであるけれども、それにより身体的被害を生じさせることを意図するものではなかったという稀な場合にのみ、（1）項は適用することができる」と解説する。*Id. Comment a.*

(414) *Dulieu*, 2 Q.B. at 676.

(1) 危険範囲ルール

Bowman v. Williams 事件⁽⁴¹⁵⁾では、被告の運転するトラックが、原告宅1階に突っ込んだ。2階にいた原告は物理的インパクトを受けなかったが、彼の子どもが1階にいた。衝突による自身の恐怖とわが子の安否についての不安が、原告をヒステリー状態にし、神経系にショックを与えた。原告は衰弱し、一定期間仕事をすることができなかったため、損害賠償を請求した。メリーランド州最高裁は、「本件には、差し迫った身体的コンタクトの危険があり、それは原告が直面したものであって、……差し迫った危難が1階にいた子どもと居間にいた彼自身に身体的被害のおそれを生じさせると危惧する理由がある」と指摘する。そして最高裁は、「危険によって同時に発生した感情を区別することはできないので、原告の恐怖を彼自身のものと子どもについてのものとに区別する理由はない」と判示し、原告勝訴の判決を維持した。

また、*Orlo v. Connecticut Co.* 事件⁽⁴¹⁶⁾では、被告市電の車両が運転手のネグリジエンスによって電線を切断し、その端の一方は後続の自動車に落下し、他方の端はその周囲で火花を散らした。自動車のドライバーは降車して電線に触れ大やけどを負った。この自動車に同乗していた原告は車内にいたが、この出来事を見てナーバス・ショックを受け、約1か月入院した。原告は、恐怖のために既往の糖尿病等が悪化したと主張して、損害賠償を請求した。コネチカット州最高裁は「ネグリジエンスが、それによる通常の身体的危険の範囲内にいた者に、近接して恐怖またはショックを生じさせたと証明され、それが、身体的被害が生じてれば賠償項目に含まれるような被害を、生じさせた場合には、被害者はリカバリーを認められる」と結論づけた。被告勝訴の判決は取り消され、再審理が命じられた。

これらの事例は、「ショックが原告自身への人身被害の合理的な恐怖から生じたもの」かどうかを、ネグリジエンスによって作出された危険

(415) 165 A. 182 (Md. 1933).

(416) 21 A.2d 402 (Conn. 1941).

の範囲という場所的ないし距離的基準に置き換えたものと捉えることができる。そして、このルールが、危険範囲（zone of danger）ルールと呼ばれるようになった。

(2)バイスタンダーへの賠償の制限

危険範囲ルールのもとでは、原告は、物理的インパクトを受けていなくとも、危険の範囲内にいれば、その危険によって生じた恐怖等の精神的苦痛を介した身体的被害の賠償を受けることができる。そのような意味で、このルールは、インパクトルールよりも、賠償を受けることできる原告の範囲を拡張する。しかし、危険範囲ルールは専ら、安全なところから他人への被害を目撃していた原告バイスタンダーが感じた恐怖や不安に誘発された身体的被害について、その賠償を否定するルールとして機能した。

例えば、*Waube v. Warrington* 事件⁽⁴¹⁷⁾では、母親が自宅の窓から、わが子が被告の自動車にはねられて死亡するのを目撃した。この母親は、恐怖その他の精神的苦痛から衰弱し、最終的には死亡した。原告遺産管財人が損害賠償を請求した。ウイスコンシン州最高裁は、義務とその違反の観点から分析し、「被告の義務は……身体的な危難の下に置かれた者への身体的被害を避けるよう通常の注意を払うことである」として、危険範囲ルールを示す。そして、義務は「通常の身体的な危難の範囲外にいた者が他人への危険を目撃したショックの結果として被った身体的被害に対するリカバリーまで拡張されない」と結論づけた。その際、最高裁は、責任を課すと「ネグリジェントな不法行為者の帰責性と不均衡で、道路利用者に不合理な負担を負わせることになり、詐欺的な訴えの余地を広げ、良識ある妥当な終着点のない領域に踏み出すであろう」との懸念を示した。妨訴抗弁を退ける決定が破棄され、事件は差し戻された。

事案の類似する *Resavage v. Davies* 事件⁽⁴¹⁸⁾では、原告母親は、自宅玄

(417) 258 N.W. 497 (Wis. 1935).

(418) 86 A.2d 879 (Md. 1952).

関先から、被告所有の自動車がバスを待つわが子をはねるのを目撃した。原告は叫びながらそばに駆け寄ったが、血だらけのわが子は死亡した。そのショックから長期にわたり床に伏せた原告が、その賠償を求めて提訴した。メリーランド州最高裁は、インパクトが重要ではないとしても、「原告に対して負う義務とその違反が証明されなければならない」とする被告の主張を容れて、そのような観点から先例を分析する。そして、「自動車の運転者は、道路外の安全なところにいた目撃者に対して、彼らの可視的なショックについて、責任を負わない」と結論づけた。最高裁は、そうでなければ「世界中の者に対する途方もない責任の拡張を含むことになり、それは十分に検討された先例によって正当化されない」と述べて、妨訴抗弁を認める決定を維持した。

また、原告自身が事故による直接的な身体的被害を負った場合でも、家族が同じ事故に巻き込まれて死亡するのを目撃したショックについては、リカバリーを認めない事例もみられる。*Lessard v. Tarca* 事件⁽⁴¹⁹⁾では、被告の運転する自動車が、原告家族の乗る自動車に衝突した。原告らはいずれもこの事故で受傷し、そのうちの女児 1 名は炎上した自動車に閉じ込められて焼死した。原告らは、事故による直接的な身体的被害のほか、女児が焼死するのを目撃したショック等の精神的苦痛の賠償を求めて提訴した。コネチカット州上位裁判所は、*Orlo* 事件⁽⁴²⁰⁾を挙げて恐怖やナーバス・ショックから生じた身体的被害の賠償が認められることを確認するが、損害賠償は「各原告に対して負う義務の違反から生じたものに限定される」と留保する。そして、「本件各原告は、各人に対する義務違反から生じた損害のリカバリーを受けることができ、そこには(各人の)精神的苦痛やショックに対する賠償も含まれるが、他人への被害によって、自身への身体的被害の危難や不安の下に置かれたわけではないから、損害賠償が他人への被害を見たことから生じたものを含むことはない」と結論づけた。女児の焼死を目撃したことによる精神的苦痛賠

(419) 133 A.2d 625 (Conn. Super. 1957).

(420) *Orlo*, 21 A.2d 402.

償に関する訴訟原因を、訴状から削除するよう命じられた。

(3)第二次不法行為法リストメント－第三者への被害や危険による精神的苦痛

第三者への被害または危険の認識によって引き起こされた原告バイスタンダーの精神的苦痛から生じた身体的被害の賠償の可否について、第二次リストメントの立場は、やや分かりにくい。すでに紹介した第313条(1)項に続いて、同条(2)項は、次のように規定して、原告バイスタンダーの「リカバリーの権利を、はっきりと否定した」⁽⁴²¹⁾。

第313条

(2)行為者のネグリジエンスが他人への身体的被害の別個の不合理なリスクを作出するものでない限り、(1)項に規定されたルールは、第三者に対する被害または危難のみから生じた精神的苦痛によって引き起こされた当該他人の病気または身体的被害には、適用されない⁽⁴²²⁾。

しかし他方で、第436条(2)および(3)項は、次のように規定する。

第436条

(2)恐怖、ショックその他類似の直接的な精神的苦痛を生じさせることによるものを除き、行為が他人に身体的被害を生じさせる不合理なリスクを作出するものであるならば、そのような被害が〔実際には〕恐怖その他の精神的苦痛の精神作用のみから生じたという事実は、行為者を免責するものではない。

(3)他人への被害が、当該他人の面前での直接的な家族に対する被害または危難によるショックまたは恐怖から生じている場合には、(2)項に規定されたルールが適用される⁽⁴²³⁾。

第436条(2)項は、原告に「身体的被害の不合理なリスク」が生じていることを前提として、精神的苦痛から生じた身体的被害に対する責任を認めており、これは危険範囲ルールを述べたものであると解されている

(421) Kircher, *supra* note 13 at 819.

(422) RESTATEMENT (2nd), § 313 (2).

(423) RESTATEMENT (2nd), § 436 (2), (3).

⁽⁴²⁴⁾。また、同条(3)項は、原告バイスタンダーへの責任を、原告がその面前で直接的な家族への被害や危難に接した場合に限定している⁽⁴²⁵⁾（これは、次款で紹介するバイスタンダールールをも連想させる）。

(4) 学説の評価－義務やその判定基準としての予見可能性の活用

危険範囲ルールは一般に、インパクトルールと同様、精神的苦痛を介した身体的被害の賠償を規律する特殊なルールと位置づけられる。しかし他方で、このルールは、上に紹介したいくつかの事例にみられるように、他人への被害を目撃した原告バイスタンダーの被害に対する賠償を否定する文脈では、原告に対して負う義務の違反を責任の成立要件とするネグリジェンスの一般法理と関連づけられることがある⁽⁴²⁶⁾。そして、20世紀中頃の学説には、危険範囲ルールのような特殊なルールによるのではなくて、むしろ端的にネグリジェンス一般法理の枠組みを活用することによって、とりわけ義務とその判定基準としての予見可能性を基準として、賠償の可否を判断するよう提案する見解もみられる。

①スミス（Hubert W. Smith）は、当時の医学的知見を詳述し、精神的刺激は被害を生じさせるが、頻繁に生じさせるわけではなく、またその程度は深刻な生理学的反応から一時的な動搖まで区々である、と指摘する⁽⁴²⁷⁾。そして、これらの医学的知見に依拠して、精神的刺激を介した

(424) 菊地・前掲注(12) 比較法第36号203頁参照（ただし、1963年版の第二次リステイメントに依拠）。

(425) なお、第436条の注意書きは、「〔アメリカ法律〕協会は、他人への被害が、直接的な家族ではない第三者に対する被害もしくは危難によるショックもしくは恐怖から生じている場合、またはその被害もしくは危難が当該他人の面前で発生したのではない場合に、(2)項に規定されたルールが適用されるかどうかについて、意見を述べるものではない」と警告する。RESTATEMENT (2nd), § 436, Caveat.

八七 (426) そのため、義務が個別の原告との関係性を考慮した概念であることを示した事例として有名な *Palsgraf v. Long Island RR. Co.* 事件 (162 N.E. 99 (N.Y. 1928)) が引き合いに出されることも多い。

(427) Smith, *supra* note 335 at 212-226.

身体的被害の賠償ルールを模索する。彼は、*Dulieu* 事件⁽⁴²⁸⁾でケネディ裁判官が自身の安全に関する合理的な「恐怖」を求めたことについて、恐怖以外にも有害な精神的刺激があり、ネグリジェンスの判定基準は不合理なリスクの予見可能性であって、被害を生じさせる正確なメカニズムではないと批判し、ネグリジェンス一般法理によって賠償の可否を判断すれば足りる、と示唆する⁽⁴²⁹⁾。彼の主張は多方面に及ぶけれども、ここでは、義務とその判定基準としての予見可能性に関する部分に注目することとする。

この点について、スミスはまず、見ず知らずの他人への被害を目撃したバイスタンダーの精神的刺激による被害の賠償が否定されるのは、合理人がそのような被害のリスクに関心を向けないことによると分析し、*Waube* 事件⁽⁴³⁰⁾でさえ、恣意的な責任制限ではなく、一般法理によって解決できる、と捉える。そして、精神的刺激から深刻な身体的被害が生じることは稀であり、とりわけバイスタンダーについては特異な傷つきやすさを疑う必要があるとして、被害の予見可能性がなければ、行為者に注意義務はないとする⁽⁴³¹⁾。これと関連して、彼は、傷つきやすさが義務の判定にどのように影響するかを検討し、通常以下の抵抗力しかない人々はその情報をもたない者よりも弱点をカバーする方法を熟知しており、他の多くの人々は平均的な抵抗力を有しているので、行為者は行為の影響を受ける特定人が通常の精神力を備えていると想定してよく、原告の特異性を認識するのでない限り、被告は責任を負わない、と主張する⁽⁴³²⁾。また、精神的刺激の性質はリスクの予見可能性に影響を与えると指摘した上で、恐怖が後遺障害を生じさせることは例外的なので、

(428) *Dulieu*, 2 K.B. 669.

(429) Smith, *supra* note 335 at 235-252.

(430) *Waube*, 258 N.W. 497.

(431) Smith, *supra* note at 252-254.

(432) *Id.* at 254-263. もっとも、スミスは、行為者の行為が平均人を害する不合理なリスクを伴う場合には、ネグリジェンスが認定され、原告の特異性によって拡大した被害についても責任を負う、と補足する。*Id.* at 256-259.

責任の成立にとって、合理人に恐怖を感じさせると予見可能なだけでは不十分であり、行為が「有害な刺激」を感じさせる不合理なリスクを伴うということが予見可能でなければならぬとする⁽⁴³³⁾。さらに彼は、*Rasmussen* 事件⁽⁴³⁴⁾を挙げて、原告が危惧した食品被害は、科学者の評価に係る現実の危険性ではなくて、合理的な素人の危惧によって検証されなければならないとして、合理人ないし通常人という基準を強調する。

このようにスミスは、精神的刺激を介した身体的被害の賠償について、行為が「通常の抵抗力を備えた者」に「有害な」精神的刺激を感じさせる不合理なリスクを伴うという予見可能性があったかどうかを基準として、その可否を判断するよう提案する。そして、ネグリジェンスによるものほか、多様な訴訟類型における精神的刺激を介した被害の事例301件を分析し、そのほとんどで原告の特異な傷つきやすさが被害の発生ないし拡大に寄与している、と指摘する。その上で彼は、従来、原告の特異性がほとんど考慮されてこなかったことに不満を述べ、これを是正すべきである、と主張する⁽⁴³⁵⁾。

②ランバート (Thomas F. Lambert, Jr.) の主張の中心は、インパクトルールを批判し、*Orlo* 事件、*Chiuchiolo* 事件および *Colla* 事件等⁽⁴³⁶⁾でこのルールが拒絶されたのを指摘して、ニューヨーク州最高裁が *Battalla* 事件⁽⁴³⁷⁾でこの傾向に追従したことを評価することにある⁽⁴³⁸⁾。しかし、ここで注目したいのは、他人への被害を目撃したショックを介して生じた原告バイスタンダーの被害の賠償に肯定的な彼の見解である。

ランバートは、*Lessard* 事件⁽⁴³⁹⁾において、家族の焼死を目撃したこと

(433) *Id.* at 263-264.

(434) *Rasmussen*, 280 N.W. 890.

(435) Smith, *supra* note 335 at 277-317.

(436) *Orlo*, 21 A.2d 402 ; *Chiuchiolo*, 150 A.540 ; *Colla*, 85 N.W.2d 345.

(437) *Battalla*, 176 N.E.2d 729.

(438) Thomas F. Lambert, Jr., *Tort Liability for Psychic Injuries*, 41 B.U. L. Rev. 584, 584-600 (1961).

(439) *Lessard*, 133 A.2d 625.

による精神的苦痛の賠償が否定されたことについて、この「結論は無慈悲である」ばかりでなく、死産に伴う精神的苦痛によって身体的に害された妊婦にリカバリーが認められる傾向にあることと矛盾する、と批判する。彼は、原告自身も危険範囲内にいた場合には、他人の安全についての恐怖の身体的結果について、とりわけその他人が原告の近親者であるときは、リカバリーが認められるべきである、と主張する。また衝突事故を起こした者は誰しも「…被害者の近親者が、事故を目撃し、または後にこれを告げられて、不運にも身体的な結果を伴う深刻な精神的被害を被りそうである」ということを知っているとして、インパクトルール、危険範囲ルールその他の機械的な制限を放棄して、責任は予見可能な被害まで拡張されるべきである、と述べる。その上で彼は、*Hambrook*事件、*Bowman*事件、*Spearman*事件、*Cohn*事件および*Rasmussen*事件等を紹介し⁽⁴⁴⁰⁾、これらを遺体のネグリジェントな取扱いの事例においてリカバリーが認められていることと関連づけながら、リカバリーの可否をネグリジエンスの一般法理に依拠させて判定することは、より現実的である、とする⁽⁴⁴¹⁾。

③著者不詳のコメントは、*Williamson*事件と*Kaufman*事件を挙げて⁽⁴⁴²⁾、各原告は現実の打撃を受けているので、インパクトルールおよび危険範囲ルールのもとで、リカバリーが認められるはずであるところ、いずれの事例でもリカバリーが否定されたのを疑問視する。そして、これらの事例における責任否定を恣意的である、と批判する⁽⁴⁴³⁾。

そこでこの論者もまた、ネグリジエンスの一般法理による解決を提案し、スミスの見解に言及した上で、それを次のように明確化ないし修正

(440) *Hambrook*, 1 K.B. 141; *Bowman*, 165 A. 182; *Spearman*, 58 So. 927; *Cohn*, 148 N.Y.S. 38; *Rasmussen*, 280 N.W. 890.

(441) *Lambert*, *supra* note 438 at 605-608.

(442) *Williamson*, 112 S.E.2d 48; *Kaufman*, 414 S.W.2d 164.

(443) Comment, *Negligence and the Infliction of Emotional Harm: A Reappraisal of the Nervous Shock Cases*, 35 U.Chi. L. Rev. 512, 513-516 (1968).

する⁽⁴⁴⁴⁾。すなわち、些細な精神的苦痛を生じさせないという注意義務を要求するのは不合理なので、「精神的被害」とは医学的注視を要するほど深刻な精神的苦痛であり、一時的な動搖や怒りは除外される。もつとも、ネグリジェンス公式における予見可能性は特定の方式で生じる被害ではなく、被害一般の可能性に関するものであるところ、精神的被害は被害者の特定の反応が判明するまで明らかにならない。そのため「原告の立場に立つ通常人」という基準が必要であり、特異な原告の反応について、行為者に特異性の認識がなければ、責任は生じない。「通常人」とは実際には存在しない抽象的な基準であって、陪審は独自に「通常さ」を評価せざるを得ない。また「原告の立場に立つ」とは、物理的、時間的および関係的な近似性の相関によって判断されるが、陪審は原告の特異性を考慮してはならないので、年齢や性別等のその他のファクターは除外される。このような捉え方は、些細な精神的苦痛によって深刻な被害を呈する特異な原告の問題を処理するための合理的な根拠を提供する。

その上でこの論者は、当時の法状況とネグリジェンス・アプローチとを対比する。まず、イギリスに、インパクトを受けた原告が後に呈した精神障害について、寄生的賠償項目としてリカバリーを認める事例があることを紹介し、*Williamson*事件と*Kaufman*事件においても賠償が認められるべきであった、と示唆する⁽⁴⁴⁵⁾。また*Hambrook*事件と*Bowman*事件を挙げて⁽⁴⁴⁶⁾、いずれも原告自身への危険を前提とする事例と捉え、原告の実際の危惧は、自身への身体的リスクではなく、被告の行為によって生じるあらゆる不安であり、危険範囲ルールは人為的で、実際には制限的にのみ機能する、と批判する。他方で、ネグリジェンス一般法理でも同様の結論に達するが、これによる責任の拡張は論理的な帰結であり、

(444) *Id.* at 516-521.

(445) *Id.* at 521-522.

(446) *Hambrook*, 1 K.B. 141; *Bowman*, 165 A. 182.

この法理の射程内にあるとして、これを推奨する⁽⁴⁴⁷⁾。次に、バイスタンダーへの賠償について、これを否定する *Waube* 事件と *Resavage* 事件を例示しつつ⁽⁴⁴⁸⁾、イギリスではリカバリーが認められる傾向にあり、アメリカにもこれに肯定的な事例が散見されるとして、危険範囲ルールが見直される兆しを見出す⁽⁴⁴⁹⁾。そしてこの論者は、ネグリジェンス一般法理が採用されると、原告が他人への被害を直接見ておらず、事後的に知らせを受けたことから生じた精神的被害について、その賠償を求める訴訟が提起されるかもしれない、と予想する。もっとも、提案したアプローチの特長は些細ではない精神的被害と通常さの基準を満たすことを要求することにあると強調し、常に賠償が認められるわけではないことを示す。そして、ネグリジェントな遺体の取扱いや死亡通知の誤配について賠償が認められてきたのは、この基準を満たす状況があることによると分析し、これらの事例はネグリジェンス・アプローチを默示的に受け入れている、と主張する⁽⁴⁵⁰⁾。

④これら3つの見解はいずれも、精神的苦痛を介した身体的被害の賠償の可否について、インパクトルールや危険範囲ルールのような特殊なルールではなくて、ネグリジェンス一般法理によって判断すべきである、と主張する⁽⁴⁵¹⁾。もっとも、スミスの見解が原告の特異性を強調してリカバリーに消極的であるのに対し、後二者の見解はむしろリカバリーに積極的な印象を受ける。

(五)バイスタンダールールとその混乱

20世紀中頃までには、危険範囲ルールは、とりわけ他人への被害を

(447) Comment, *supra* note 443 at 522-523.

(448) *Waube*, 258 N.W. 497; *Resavage*, 86 A.2d 879.

(449) Comment, *supra* note 443 at 523-525.

(450) *Id.* at 525-527.

(451) なお、多様な事案類型における恐怖による被害に関する事例を分析し、伝統的な一般法理に付け加えるべきものは何もないと主張するものとして、See also Leon Green, "Fright" Cases, 27 Ill. L. Rev. 761 (1933).

安全なところから目撃したショックによって原告バイスタンダーに生じた身体的被害に対する賠償を否定する文脈において、多くの法域で採用されるようになる⁽⁴⁵²⁾。ところが、わずかな場所の違いが責任の成否を分けることの妥当性に疑問が呈され、それが端的に現れたのが、1968年の *Dillon v. Legg* 事件⁽⁴⁵³⁾であった。

(1) *Dillon* 事件ガイドライン－予見可能性を判定するためのファクター
Dillon 事件⁽⁴⁵⁴⁾では、親子3人が歩道を歩行中に、車道側を歩いていた女児が被告の運転する自動車にはねられて死亡し、それを見ていた母親と姉がショックによる身体的被害の賠償を求めて提訴した。事実審裁判所は危険範囲ルールを適用し、死亡した女児の隣を歩いていた姉の訴訟原因を認めたのに対し、さらにその隣を歩いていた母親については、訴えを却下した。姉と母親との距離はわずか数ヤードであった。

カリフォルニア州最高裁はまず、姉と母親との対照的な結論を正当化することはできず、「本件は危険範囲ルールの救いのない人為性を顕わにする」として、これを放棄した。そして、リスクの予見可能性は、それに優先する政策的考慮がない限り、義務を認定する際に重要視されると述べ、ネグリジェンス一般法理のもとで、「…被告が通常の精神力を備えた者に実質的な被害を引き起こすのに十分なショックを生じさせると予見すべきであった場合には、リカバリーを認めるべきである」と判示し、原告母親についての却下判決を破棄した。その際、最高裁は、詐欺的な訴えのおそれについて、わが子の死亡を目撃した母親にそのショックから身体的被害が生じることに疑いはなく、本件では問題にならない、と述べた。また一部の詐欺的な訴えのおそれは、すべての事例での救済の否定を正当化しないとした。他方、訴訟の洪水や責任の制限

(452) See, e.g., John L. Diamond, *Dillon v. Legg Revisited: Toward a Unified Theory of Compensating Bystanders and Relatives for Intangible Injuries*, 35 Hastings L.J. 477, 480-481 (1984).

(453) 441 P.2d 912 (Cal. 1968).

(454) *Id.*

なき拡大の懸念について、被告は行為時に予見可能であった被害にのみ責任を負うとして、一般法理による制限で十分である、と示唆する。ただし、最高裁は、これらの懸念に配慮して、ここでの判断が原告に身体的被害が生じている事案に限定されることを確認した上で、予見可能性を判断するためのガイドラインとして、以後の裁判所が考慮すべき次の3つのファクターを提示した。

- ①離れたところにいた者と対比して、原告が事故現場の近くにいたかどうか。
- ②事故発生後に他人からそれを告げられた場合と対比して、ショックが、事故発生と同時の知覚的な認識による原告への直接的な精神的インパクトから生じたものであるかどうか。
- ③無関係の者または遠戚関係を有するにすぎない者と対比して、原告と〔直接〕被害者とが密接な関係を有するかどうか⁽⁴⁵⁵⁾。

もっとも、最高裁は、これらのファクターは各事案の状況に応じて変化するガイドラインであるとして、以後の裁判所が「ケース・バイ・ケースの根拠」に基づいて「…かけ離れており、予測できない〔被害〕を除外しつつ、責任範囲を画定する」ことを許容する。

(2)他の法域の反応

Dillon 事件⁽⁴⁵⁶⁾以後しばらくは、この事件への他の法域の反応は冷ややかであった。例えば、翌年の *Tobin v. Grossman* 事件⁽⁴⁵⁷⁾では、隣人宅にいた原告母親が目を離した隙に、彼女の幼児が道路で被告の運転する自動車にはねられた。ブレーキ音を聞いた原告は、すぐに外に出て、重傷を負ったわが子を発見した。原告はそのショックによる身体的および精神的被害の賠償を請求した。原告は事故を直接目撃しなかったので、ニューヨーク州最高裁は、却下判決を維持するに際して、*Dillon* 事件の枠組みに依拠することもできたが、むしろ危険範囲ルールの恣意性を認めた上でこれを維持した。その際、最高裁は、予見可能性を基準とする論理は、母

(455) *Id.* at 920.

(456) *Id.*

(457) 249 N.E.2d 419 (N.Y. 1969).

親以外に、父親や祖父母等の親族、傷つきやすい世話係、さらには見ず知らずのバイスタンダーにまで拡張されかねないとして、責任制限の必要性を強調する。そして、*Dillon* 事件の基準について、「事故現場からの距離や知らせを受けるまでの時間は、……被害者との関係から生じそうなショックにとってまったく重要ではな」く、父親、祖父母等の親族その他の世話係を「妥当な根拠に基づいて除外することができない」と批判した。最高裁は、わが子の重傷による母親の精神的インパクトに同情を示すが、それは「子を産み育てることのリスクである」と結論づけた。

他方で、その後次第に、*Dillon* 事件の判断枠組みを採用する法域もみられるようになる。例えば、*D'Amicoli v. Alvarez Shipping Co., Inc.* 事件⁽⁴⁵⁸⁾では、原告ら家族の乗る自動車が、被告自動車との事故に巻き込まれ、原告両親はわが子が死亡するのを目撃した。原告両親が損害賠償を求めて提訴した。コネチカット州上位裁判所は、判示のほとんどを *Dillon* 事件からの引用に充て、全面的にこれを受け入れた。訴状からわが子の死亡による精神的苦痛の賠償請求を削除するよう求める申立が、退けられた。

また *D'Ambra v. United States* 事件⁽⁴⁵⁹⁾では、隣人宅を訪れていた原告母親とその子供たちは、芝刈り機の様子を見るために隣人家族と玄関先に出た。原告が目を離した隙に、彼女の男児がそこを離れ、車道で遊び始めた。近くに郵便トラックが停車したので、他の子供たちは駆け寄って、運転手に郵便物の有無を尋ねるなどした。再び走り出したトラックに、車道にいた男児が轢かれた。これを目撃した原告は、ショックによる身体症状の賠償を求めて、合衆国を提訴した。ロードアイランド州の連邦地裁は、*Dillon* 事件の基準に拠りつつ、*Tobin* 事件で無限の責任が懸念されたことに言及し、さらに絞り込みをかける必要がある、と考えた。そして、親への被害の予見可能性は、親が現場またはその近くにいることの予見可能性を前提とするところ、*Dillon* 事件ではそれが十分に検討さ

(458) 326 A.2d 129 (Conn. Super. Ct. 1973).

(459) 354 F.Supp. 810 (D.R.I. 1973).

れなかった、と指摘する。連邦地裁は、*Dillon* 事件の基準に、親の存在についての予見可能性を要件として加えることによって、適切に責任範囲を画定することができる、と判示した。その際、存在の予見可能性を判定するためのファクターとして、「子の年齢、事故現場周辺の土地柄、不法行為者の土地勘、時間帯、その他不法行為者に親の存在を認識させそうなすべての状況」を提示した。訴え却下の申立が退けられた。なお、*D'Ambra* 事件の上訴審において、連邦第1巡回控訴裁判所は、ロードアイランド州最高裁に対し、州法上「幼児の近くにいると予見可能であるが、危険範囲内にいなかった……原告母親は、……わが子の死亡を目撃したショックから生じた身体症状を伴う精神的苦痛について、リカバリーを受けてよいか」という意見確認（certification）を行い、州最高裁はこれに肯定的に回答した⁽⁴⁶⁰⁾。

(3)バイスタンダールールの成立

D'Ambra 事件⁽⁴⁶¹⁾で「存在についての予見可能性」という要件が追加されたように、原告バイスタンダーの精神的苦痛を介した身体症状の賠償について、*Dillon* 事件⁽⁴⁶²⁾の基準を採用する裁判所には、この基準を適用するに際し、実質的にこれを修正するものもみられる⁽⁴⁶³⁾。そして、*Dillon* 事件判決を下したカリフォルニア州最高裁も、その例外ではなかった。

例えば、*Krouse v. Graham* 事件⁽⁴⁶⁴⁾では、原告の妻が自動車の後部座席から降車したとき、被告の運転する自動車が猛スピードで接近てきて、彼女を轢いて死亡させ、そのまま原告の自動車に衝突した。運転席にいた原告夫は、骨折等の身体的被害を受けたが、妻が轢かれるのを直接見ていなかった。原告は、自身への人身被害等のほか、事故現場で妻

(460) *D' Abra v. United State*, 338 A.2d 524 (R.I. 1975).

(461) *D'Ambra*, 354 F.Supp. 810.

(462) *Dillon*, 441 P.2d 912.

(463) See also *Dziokanski v. Babinear*, 380 P.2d 1295 (Mass. 1978).

(464) 562 P.2d 1022 (Cal. 1977).

の死亡に接したことによる精神的苦痛から生じた身体症状について、損害賠償を求めた。カリフォルニア州最高裁は、*Dillon* 事件の「事故発生と同時の知覚的な認識」という時間的ないし知覚的近接性のファクターについて、直接被害者へのインパクトの「視覚的」認識を要求したものではないとした。そして、原告夫は、事故直前の妻の位置などから、「…被告の自動車が妻をはねるに違いないと実感していたので、彼女がはねられるのを完全に知覚していた」と判示した。しかし、最高裁は、事実審裁判所による説示には、「現場にいたこと」のみで原告夫への賠償が認められるとの誤解を招くなど、多くの誤審があるとして、原告勝訴部分を破棄、差し戻した。

Dillon 事件では、直接被害の「認識手段は『視覚』であり文字通り目撃することであった」⁽⁴⁶⁵⁾。*Krouse* 事件は、*Dillon* 事件の知覚的近接性のファクターを明確化するという体裁を取ってはいるが、直接被害を「実感」する状況があればよいとして、実質的にこのファクターを拡張しているように思われる。

他方で、カリフォルニア州最高裁は、*Justus v. Atchison* 事件⁽⁴⁶⁶⁾において、*Dillon* 事件の知覚的近接性のファクターを厳格に適用して、あたかも要件であるかのように用いた。*Justus* 事件では、原告の妻が、ネグリジェントであると主張された被告医師の施術のために、胎児を死産した。分娩室で出産に立ち会っていた原告夫は、妻のすぐ近くにおり、臍の緒ができるところや妻の苦痛等を見ており、被告医師が胎児の死亡を告げたとき、その場にいた。原告夫は、*Dillon* 事件に依拠して、ショックによる被害等の賠償を求めた。最高裁は、ショックが「事故発生と同時の知覚的認識」による原告への「直接的な精神的インパクト」から生じたものでなければならない、と確認する。そして、胎児の死亡は「その

(465) 菊地・前掲注(12) 比較法36号205頁。

(466) 565 P.2d 122 (Cal. 1977). なお、この事件は控訴段階で、主たる被告を同じくする別の事件と併合され、他にもう1人原告夫がいるが、以下では、このうちの1名についてのみ、事案を紹介する。

性質上、原告による発生と同時の知覚から遮られていた」として、これを「シアターには入ったが、ドラマは別のステージで演じられていた」と喻えた。最高裁は、精神的インパクトは「分娩中に見聞きしたことではなくて、事後的に〔死亡を〕告げられたことから生じたものであ」り、「Dillon」事件に基づく訴訟原因をサポートしない、と判示した。さらに、「Dillon」事件は事故を目撃するよう強いられる状況を前提とするのに対し、原告夫は自らの選択で分娩室にいたのであって、悲惨な経験をするそれに心の準備していなければならぬ、と指摘した。この点に関する却下判決が維持された。

Dillon 事件は、ネグリジエンス一般法理の適用によって原告バイスタンダーへの賠償の可否を判断するよう示した事例である。もっとも、このような判断枠組みは、インパクトおよび危険範囲ルールと対比される場合には、精神的苦痛を介した被害の賠償の可能性を広げるものであり、「精神的苦痛のネグリジェントな惹起 (negligent infliction of emotional distress)」という新しい訴訟原因を創設するものと捉えられることもある⁽⁴⁶⁷⁾（なお、以下では、この訴訟原因を「NIED」と略記することがある）。いずれにせよ、*Dillon* 事件で提示されたファクターは、原告への被害の予見可能性を判定するためのガイドラインにすぎなかった。ところが、*Justus* 事件のように、賠償を否定する文脈において、*Dillon* 事件の基準が要件であるかのように適用されると、それは一般法理とは別個の、特有なルールとしても機能する。そして、これがバイスタンダールールと呼ばれるようになった。

(4)バイスタンダールールの混乱

1970年代以降、バイスタンダールールは、第三者に対する被害やそのおそれ等から原告バイスタンダーに生じた精神的苦痛を介した身体的被害の賠償を判断する際に、次第に危険範囲ルールに取って代わり、現

(467) See, e.g., *Tobin*, 249 N.E.2d 419, 421; *D'Ambra*, 354 F.Supp. 810, 821.

在では何らかの形でこれを採用する法域が多い、と指摘されている⁽⁴⁶⁸⁾。しかし、バイスタンダールールがその支持を拡大する過程で、次款で紹介する精神的苦痛それ自体に対する賠償の可否に関する議論と相まって、Dillon事件⁽⁴⁶⁹⁾のガイドラインまたは要件の適用、とりわけ「事故発生と同時の知覚的な認識」という時間的ないし知覚的近接性の解釈に、混乱がみられるようになり、類似の事案で結論が異なるという状況も生じた⁽⁴⁷⁰⁾。ここでは、この状況を確認するために、カリフォルニア州控訴裁判所の事例を、原告バイスタンダーへの賠償に関する部分に限定して、いくつか紹介する。

①バイスタンダーへの賠償に肯定的な事例 *Archibald v. Braverman* 事件⁽⁴⁷¹⁾では、被告は、未成年者への販売が禁じられているにもかかわらず、13歳の少年に火薬を販売した。この火薬が爆発し、この少年は右肘先を切断する等の重傷を負った。原告母親は、爆発の瞬間を目撃していなかったが、その近くにおり、すぐに現場に駆けつけた。彼女は血まみれのわが子を発見し、救助を試みた。原告母親は、恐怖やショックから施設収容を要するほどの精神疾患に罹患し、その賠償を求めて提訴した。控訴裁判所は、Dillon事件の「知覚的認識」ファクターの充足を検討し、「…出来事の直後に重傷を負ったわが子を見たショックは、事故それ自体を目撃するのと同じくらい深刻である。したがって、本件母親が受けたショックは、『認識』ファクターを満たすほど、爆発と『同時に発生したもの』であった」と判示した。被告勝訴のサマリジャッジメントが破棄された。

Mobaldi v. Regents of University of California 事件⁽⁴⁷²⁾では、原告らは、腎臓障害をもつ乳児を引き取り家族同然に育てたが、重病の子との縁組

(468) See e.g., Bell, *supra*, note 23 at 339.

(469) *Dillon*, 441 P.2d 912.

七
(470) バイスタンダールールの適用状況を詳細に紹介・分析するものとして、菊地・前掲注(12)白鷗大学論集7巻2号53頁、同8巻2号17頁参照。

(471) 79 Cal.Rptr. 723 (Ct. App. 1969).

(472) 127 Cal.Rptr. 720 (Ct. App. 1976).

に消極的な郡の政策のため、正式な縁組は実現しなかった。原告らは里子に手術を受けさせ、その病状は改善していた。ある日、原告母親（里親）と里子は検査のために被告医療センターを訪れ、原告に抱かれた里子は造影剤の注射を受けた。その際、被告医師が誤って高濃度のグルコース溶液を用いたため、里子は痙攣して昏睡状態に陥り、重度の障害を残した。原告は、精神的苦痛による精神および身体症状等に対する損害賠償を求めた。控訴裁判所は、*Dillon* 事件の「原告と被害者との密接な関係」ファクターは、原告バイスタンダーへの被害の予見可能性に関する基準であり、「法的地位ではなく、家族関係の精神的な絆に……関係する」と述べた。そして、被告らも原告らを母子として取り扱っていたと指摘した上で、このファクターが「無関係の者または遠戚関係を有するにすぎない者と対比」して考慮されることに言及し、里親子の「関係は遠いものではない」と判示した。また、控訴裁判所は、「事故発生と同時の知覚的な認識」ファクターについて、深刻なトラウマを生じさせるのは「ネグリジェントな行為それ自体ではなく、その結果の目撃である」とし、原告による「結果の直接的で同時の目撃がある限り、行為がネグリジェントであるということを、原告が知らなかつたという事実は重要ではない」と判示した。控訴裁判所は、関係性の詳細を述べるための訴状の補正を認めるよう命じて、却下判決を破棄した。

Nazaroff v. Superior Court 事件⁽⁴⁷³⁾では、原告母親は、3歳のわが子がないため、自宅近隣を捜していたところ、被告（上訴審の適格当事者（real party in interest））宅のプール付近から、彼の名を叫ぶ声を聞いた。原告は、わが子がプールに落ちたのではないかとの思いに駆られ、すぐにプールへ向かっているとき、彼が引き上げられているのを目撃した。原告はプールサイドに駆けつけて、救助していた女性を押しのけ、自ら人工呼吸と心臓マッサージを行った。この男児は3日後に死亡した。原告はこの出来事による精神的苦痛から生じた身体的被害の賠償を求めた。控訴裁判所は、*Dillon* 事件以後の州内の事例を分析し、*Archibald* 事

(473) 145 Cal.Rptr. 657 (Ct. App. 1978).

件や *Krouse* 事件⁽⁴⁷⁴⁾と同様に、「プールからの叫び声は、……原告に現場を〔心理的に〕再現させるかもしれない」ず、出来事についての認識は「彼女自身の感覚から引き出されていて、他人からの事後的な摘示によるものではない」と指摘した。また「法律問題として、母親がわが子を最初にみた時点で、被告のネグリジエンスから生じた被害は未だ発生していなかったということはできない」と判示した。控訴裁判所は、「事故発生と同時の知覚的な認識」について、陪審にかけるべき事実問題が存在するとして、被告勝訴のサマリジャッジメントを破棄した。

②バイスタンダーへの賠償を否定する事例 *Deboe v. Horn* 事件⁽⁴⁷⁵⁾では、原告の夫が交通事故で重傷を負い、最寄りの病院に搬送された。原告妻は病院の救命治療室に呼び出され、そこで全身麻痺となった夫と対面し、またそのような状態にあるとの説明を受けた。原告妻が、そのショックや精神的苦痛による身体的被害の賠償を求めて、被告ドライバーを提訴した。控訴裁判所は、*Dillon* 事件で、将来の裁判所が「…微妙な事実のもとで、境界線を引くであろう」とされたことに言及し、「精神的苦痛による被害の訴訟原因を生じさせる事実を特定して主張しなければならない」と判示した。控訴裁判所は、原告は精神的苦痛を受けた状況を詳述していないとして、妨訴抗弁に基づく却下判決を維持した。

Jansen v. Children's Hospital Medical Center 事件⁽⁴⁷⁶⁾では、5歳の女児が、被告病院の誤診のために、死亡した。原告母親は、病院でわが子が徐々に衰弱し、最終的に死亡するのを見ていたことによる精神的トラウマを介した身体的被害の賠償を求めて提訴した。控訴裁判所は、*Dillon* 事件の「事故現場の近くにいたこと」および「事故発生と同時の知覚的な認識」のファクターは「突然の短い出来事を想定」しており、わが子に被害を生じさせた出来事が「知覚的な認識の対象となりうるものでなければならない」と分析する。そして、適切に診断しなかったことは「素人

(474) *Krouse*, 562 P.2d 1022.

(475) 94 Cal.Rptr. 77 (Ct. App. 1971).

(476) 106 Cal.Rptr. 883 (Ct. App. 1873).

によって知覚できる出来事ではない」と判示した。また *Archibald* 事件の原告母親は、爆発音を聞いており、事故を「知覚的に認識した」と推論できるとして、事案の違いを指摘した。妨訴抗弁に基づく却下判決が維持された。

Powers v. Sissoev 事件⁽⁴⁷⁷⁾では、5歳の女児が、被告の運転するトラックにはねられて、救急車で被告病院に搬送された。原告母親は、この事故を直接見ておらず、その30～60分後にわが子と対面した。女児は自宅へ戻されたが、その深夜、容態が急変し、別の病院で脳外科手術を受け、重度の身体障害を残した。原告母親は、わが子の痙攣や手術前後の様子を見たこと等から生じた身体的および精神的苦痛について、損害賠償を請求した。控訴裁判所は、*Dillon* 事件の射程が狭くはないことを認めつつ、「ショックが、30～60分後にわが子を見たことから生じており、……わが子が被害を受けるのを見ていよいすべての親に生じると実質的に異ならないものである事例に、それが拡張されるべきであるとは思われない」と判示し、被告勝訴の遡及判決を下すよう命じた。

Cortez v. Macias 事件⁽⁴⁷⁸⁾では、原告母親は、生後間もないわが子がひどく泣くため、被告主治医を受診させ、被告は数種の薬を処方した。その晩、状態が悪化したため、原告は被告に電話したが、彼は不在であった。深夜、原告はわが子に熱があると電話し、被告は、アスピリンを飲ませて眠らせるよう指示した。早朝、原告らは、電話で被告の了承を得て、わが子を別の被告病院に連れていき、救命医による診察を求めたが、看護師に断られた。原告はわが子の体温が2回測定されるのを見ており、いずれも高熱であった。看護師は被告主治医に電話し、病院に来るよう求めたが、彼はシャワー中であるとして断り、直接モニターを要する強い薬の注射を指示した。原告は、看護師が座薬の投与と注射をするのを見た。乳児は泣きやんだ。原告らは「OK」と言われ、料金を支払えば、自宅に戻れると説明された。支払いから戻ってきて、わが子を抱きかか

(477) 114 Cal.Rptr. 868 (Ct. App. 1974).

(478) 167 Cal.Rptr. 905 (Ct. App. 1980).

えようとする原告に、彼女の夫が「この子は死んでいる」と告げた。原告が NIED 等⁽⁴⁷⁹⁾を主張して、被告らを提訴した。控訴裁判所は、*Justus* 事件⁽⁴⁸⁰⁾では、精神的インパクトが「…事後的に〔死亡を〕告げられたことから生じた」として、却下判決が維持された、と指摘した。そして、これに準えて、原告の「ショックは、医療費の支払いから戻ってくるまで発生しておらず、その時点でも、彼女はわが子が眠っていると思っており、夫から〔この子が〕死んでいると告げられて生じたものである」と判示した。控訴裁判所は、NIED についての却下判決を維持した。

Hathaway v. Superior Court 事件⁽⁴⁸¹⁾では、原告両親は、親類宅に水冷式クーラーを設置した後、屋内でくつろいでいた。原告らの男児（6歳）は友達と外で遊んでいて、帶電したクーラーに触れて感電した。原告母親は、わが子の「ああ」という声を聞き、その友達が「離して」と言うを聞いたが、ホースの取り合いをしていると思い、気に留めなかった。1～2分後にこの友達が男児の異変を告げ、原告らは外に出て、わが子が死んだような状態で倒れているのを発見した。原告らは、脈のあったわが子の蘇生を試みたが、男児はまもなく死亡した。原告両親は NIED を主張して、親類宅の家主等（上訴審の適格当事者）を提訴した。控訴裁判所は、原告らが男児を発見した時点で、彼は「もはやクーラーを掴んでおらず、感電を受けていなかった。事故を構成する出来事は終了していた。〔原告ら〕は……帶電したクーラーと〔男児〕との接触を知覚的に認識しておらず、事故発生後にこの接触の結果を目撃したにすぎない」と判示した。また、控訴裁判所は、原告母親が「離して」との声を気に留めなかつたことは、*Nazaroff* 事件で原告母親がプールからの叫び声を聞いて事故を想起したのと対照的である、と指摘した。*Dillon* 事件の「事故発生と同時の知覚的な認識」という要件が満たされていないと

(479) 原告は IIED 訴訟原因も主張したが、州控訴裁判所は、主張された事実はこの訴訟原因を陪審に判断させることを正当化するには不十分であるとして、この点に関する却下判決を維持した。Id. at 910-912.

(480) *Justus*, 565 P.2d 122.

(481) 169 Cal.Rptr. 435 (Ct. App. 1980).

して、被告勝訴の部分的サマリジャッジメントが維持された。

(5) カリフォルニア州最高裁による混乱への対応

バイスタンダールールの適用に伴う混乱を受けて、カリフォルニア州最高裁は、*Elden v. Sheldon* 事件⁽⁴⁸²⁾において、予見可能性の分析に「優先する政策的考慮」を持ちだすことによって、*Dillon* 事件⁽⁴⁸³⁾の射程を限局しようとした。*Elden* 事件では、原告は、同居女性が運転する自動車に同乗しており、被告自動車との交通事故に巻き込まれた。同居女性は車外に投げ出され、数時間後に死亡した。原告が、自身の身体的被害等のほか、「事実上の配偶者」への被害の目撃による精神的苦痛に対する賠償を求めて提訴した。最高裁は、「原告と被害者との密接な関係」を検討するに際して、苦痛を予見できるバイスタンダーのすべてに賠償を認めると、耐えがたい社会的負担が生じるので、政策的考慮がこれを妨げることのあることは *Dillon* 事件でも想定されていた、と述べた。そして、原告の NIED 訴訟原因を拒絶すべき政策的理由として、「〔法律〕婚を促進する州の利益が禁圧される」ことを挙げ、「相互に法的義務を負わない非婚の同居人が、責任を負う〔既婚〕者と同程度に、パートナーへの被害について、リカバリーを認められるべき理由」はない、と判示した。また、「精神的な絆」を基準として「密接な関係」を判断すると、裁判所にプライベートな事項を含む当事者の関係を調べるという負担が生じるとした。さらに最高裁は、*Tobin* 事件⁽⁴⁸⁴⁾を例示して、ネグリジェントな被告が注意義務を負う原告の数を限定する必要性を強調した。妨訴抗弁に基づく却下判決が維持された。

また、最高裁は、*Thing v. La Chusa* 事件⁽⁴⁸⁵⁾において、*Dillon* 事件のファクターを再定義することによって、その適用に伴う混乱を収束させよう

(482) 758 P.2d 582 (Cal. 1988).

(483) *Dillon*, 441 P.2d 912.

(484) *Tobin*, 249 N.E.2d 419.

(485) 771 P.2d 814 (Cal. 1989).

とした。*Thing* 事件では、原告の息子が、被告の運転する自動車にはねられた。原告母親は、現場の近くにいたが、事故を直接見聞きしておらず、彼女の娘から事故を告げられて、現場に駆けつけた。そこで原告は、わが子が血だらけで歩道に倒れているのを発見した。原告は、精神的苦痛や神経系への被害の賠償を求めたが、それらを介した身体的被害を主張しなかったようである。最高裁はまず、原告の訴えはコモン・ロー上のネグリジェンス訴訟原因に関するものであり、それとは別個の NIED 訴訟原因ではない、と捉える。そして、ネグリジェンスにおける義務の概念の適切な適用を検討することによって、NIED 訴訟原因の不確実性は、いくぶん解決される、と述べた。最高裁は、コモン・ローにおける精神的苦痛賠償の展開、*Dillon* 事件以後の裁判所の混乱やそれに対する学説の批判、および精神的苦痛それ自体に対する賠償の可否に関する議論を詳細に分析し、原告自身に身体的被害や物理的インパクトがないならば、次のような場合にのみ、精神的苦痛賠償が認められる、と結論づけた。

- ①原告が、〔直接〕被害者と密接な関係を有し、
- ②発生時に被害を生じさせた出来事の現場において、その時に被害者への被害を認識し、
- ③その結果として、深刻な精神的苦痛 – 無関係の目撃者に予想されるものを超え、その状況への異常な反応ではない反応 – を被った場合⁽⁴⁸⁶⁾。

最高裁は、原告母親は後二者の要件を満たさないと指摘して、原判決を破棄し、被告勝訴のサマリジャッジメントを認めた。

（6）*Dillon* 事件ガイドラインの修正を提案する見解

バイスタンダールールの適用によって、類似の事例で結論が異なるという事態が生じるようになると、学説はこのルールが恣意的に運用されていると批判するようになる。しかし、学説の中には、*Dillon* 事件ガイドラインにおける各ファクターの重みづけを分析すること等によって、

(486) *Id.* at 815, 829-830.

その判断枠組みを活かそうとする見解も見られる⁽⁴⁸⁷⁾。

①トゥウェイ（Joseph P. Towey）は、*Dillon* 事件⁽⁴⁸⁸⁾以後の6年間の法状況について、*Tobin* 事件⁽⁴⁸⁹⁾等で危険範囲ルールが維持されたことに言及し、無限の責任のおそれから、カリフォルニア州以外では*Dillon* 事件に追従しない傾向がある、と分析する⁽⁴⁹⁰⁾。しかし、*Dillon* 事件に好意的な事例も散見されると指摘し、とりわけ *Dillon* 事件で提示されたファクターに加えて、原告バイスタンダーが現場にいたことが予見可能であったことを要求する *D'Ambría* 事件⁽⁴⁹¹⁾に注目する。そして彼は、この事例を、*Dillon* 事件に合理的に依拠しつつ、無限の責任のおそれに対処するものと評価する⁽⁴⁹²⁾。

次にトゥウェイは、カリフォルニア州外における *Dillon* 事件を拒絶する傾向の理由は、州内の動向を検討することによって明らかになるとて、これに取り組む。彼は、*Archibald* 事件⁽⁴⁹³⁾について、原告母親が事故発生時に現場にいたことを要求しないため、無限の責任のおそれが現実化した、と指摘する。対照的に、*Deboe* 事件等⁽⁴⁹⁴⁾でリカバリーが否定されたことに触れ、カリフォルニア州内にも、むしろリカバリーに否定的な傾向のあることを見出し、その根底に無限の責任への懸念がある、と分析する⁽⁴⁹⁵⁾。

(487) 以下、本文で紹介するもののほか、See also David H. Connolly, Jr., Wm. Gregory McCall, *Negligent Infliction of Emotional Distress: Liability to Bystander – Recent Developments*, 30 Mercer L. Rev. 735 (1979); Rosalee A. Miller, *Bystander Recovery for Negligent Infliction of Emotional Distress in Iowa: Implementing an Optimal Balance*, 67 Iowa L. Rev. 333 (1982).

(488) *Dillon*, 441 P.2d 912.

(489) *Tobin*, 249 N.E.2d 419.

(490) Joseph P. Towey, *Negligent Infliction of Mental Distress: Reaction to Dillon v. Legg in California and Other State*, 25 Hastings L.J. 1248, 1253-1255 (1974).

(491) *D'Ambría*, 354 F.Supp. 810.

(492) Towey, *supra* note 490 at 1256-1257.

(493) *Archibald*, 79 Cal.Rptr. 723.

(494) *Deboe*, 94 Cal.Rptr. 77.

(495) Towey, *supra* note 490 at 1257-1263.

そこで彼は、原告が現場にいたことの予見可能性を求めるこによつて、無限の責任のおそれを緩和するよう提案する。彼は、原告が現場またはその近くにいたことと、被告がそれを予見できたということとは別問題であるとして、原告バイスタンダーの「存在の予見可能性の立証なしに、……被害についての予見可能性を論じることはできない」と指摘する。そして、*Dillon* 事件の基準は、被害についての予見可能性を判定する際のファクターにすぎず、存在についてのそれは「…事故発生の時間帯、周囲の土地柄、近隣に関する被告の土地勘のような、*D'Ambrä* 事件で列挙されたのと類似の事実に依存する」と主張する⁽⁴⁹⁶⁾。トイウェイは、*Dillon* 事件以後のカリフォルニア州内の事例は混乱しており、同州最高裁は、バイスタンダーの存在についての予見可能性という基準を取り入れることによって、合理的な責任制限の根拠を提供すべきであつて、そのようにすれば、この枠組みは他の州にも受け入れやすくなる、と結論づける⁽⁴⁹⁷⁾。

②リーブソン（David J. Leibson）の見解は、次款で紹介するハワイ州における精神的苦痛それ自体に対する賠償への展開にも言及しているが⁽⁴⁹⁸⁾、ここでは *Dillon* 事件⁽⁴⁹⁹⁾で示された基準に関わる部分を整理する。彼は、危険範囲ルールを用いる *Waube* 事件⁽⁵⁰⁰⁾について、危険範囲内にいたとの偽証も容易なので、詐欺的訴えが防止できるわけではない、と述べる。また *Tobin* 事件⁽⁵⁰¹⁾で懸念された無限の責任は、不法行為の拡張に反対する際に提示される常套句であつて、根拠のないものである、

(496) *Id.* at 1263-1264. なお、トイウェイは、直接被害者が幼児である場合には、近くの親の存在を推定しうるとしても、*Archibald* 事件の直接被害者は13歳であり、そのような推定は妥当であろうかと疑問視する。*Id.* at 1268.

(497) *Id.* at 1264-65.

(498) David J. Leibson, *Recovery of Damages for Emotional Distress Caused by Physical Injury to Another*, 15 J. Fam. L. 163, 181-186 (1977).

(499) *Dillon*, 441 P.2d 912.

(500) *Waube*, 258 N.W. 497.

(501) *Tobin*, 249 N.E.2d 419.

と批判する⁽⁵⁰²⁾。

他方でリープソンは、*Dillon* 事件の基準もとで、事故発生時に現場にいなかつた母親はリカバリーを認められないと指摘し、*Powers* 事件⁽⁵⁰³⁾を例示する。もっとも彼は、*Dillon* 事件がネグリジェンス一般法理によってバイスタンダーへの賠償を判断する途を開いたことを評価し、これに賛同する *D'Amicoli* 事件⁽⁵⁰⁴⁾等を示す⁽⁵⁰⁵⁾。とりわけ、*D'Ambra* 事件において、ロードアイランド州最高裁が意見確認に答えて、「人間関係は、場所的および時間的な近さよりも、人々を固く結びつける」と判示したこと⁽⁵⁰⁶⁾に注目し、この事例を「死者と深い精神的絆を有し、死亡による精神的被害を受けると合理的に予見可能な原告に、被告の義務を拡張する」射程の広い事例である、と捉える⁽⁵⁰⁷⁾。そして、原告と直接被害者との関係を基準とするのがベストであるとして、これを医学的知見によって論証しようとする。

リープソンによれば、通常の悲嘆反応⁽⁵⁰⁸⁾は愛する者を亡くしたすべての人に生じるが、金銭的にも精神的にも大きな損害をもたらさず、多くの者は短期間で復職するので休業損害も少額なため、その賠償請求は訴訟コストに見合わない。したがって、訴訟は精神障害を呈するほど異常な反応を示した原告に集中する。また、通常の悲嘆反応が予見可能であれば義務が生じ、被告は被害者をあるがままに受け入れなければなら

(502) Leibson, *supra* note 498 at 173-176.

(503) *Powers*, 114 Cal.Rptr. 868..

(504) *D'Amicoli*, 326 A.2d 129.

(505) Leibson, *supra* note 498 at 178-181.

(506) *D'Ambra*, 338 A.2d 524 at 531.

(507) Leibson, *supra* note 498 at 189-190.

(508) リープソンによれば、通常の悲嘆反応は、近親者の死亡という現実を受け入れるのを拒絶するショック段階から始まり、近親者の死亡を認識し、悲しみや原因者への敵意を顕わにする段階へと進み、その後、葬儀等を通じて同じ悲しみを家族や友人と分かち合い、通常の生活への復帰する回復段階に入る。そして、次第に死者への没頭は減少し、新しい関係に关心を示すようになって、この反応は終わる。*Id.* at 191-194.

ないので、異常な反応を示した原告もリカバリーを受けることができる。そこで、問題は誰が通常の悲嘆反応を示すと予見可能かであり、*Dillon* 事件の基準もこれに関わる⁽⁵⁰⁹⁾。

この点について、リープソンは、通常の悲嘆反応は死者が遺族の人生に愛情ある方法で積極的に作用した程度に依存するので、原告と直接被害者との関係以外の *Dillon* 事件のファクターは重要ではない、と述べる。そして彼は、関係ファクターが法的にも医学的にも妥当な責任制限を提供する、と主張する。すなわち、見ず知らずの者の反応は死亡被害者への同情に止まり、通常の悲嘆反応とは異なるので、そのようなバイスタンダーへの賠償は認められない。また直接の家族以外の親類については、賠償は一律に否定されないが、裁判所は死者との深い絆を立証するよう求めるであろうし、この立証は重い負担となるので、無限の責任のおそれ根拠はない。これらの分析により、リープソンは、被害を目撃したかどうかにかかわらず、関係ファクターが予見可能性判断のガイドラインとなるべきである、と主張する⁽⁵¹⁰⁾。

③カバナフ（Timothy M. Cavanaugh）は、*Dillon* 事件⁽⁵¹¹⁾以降、裁判所は当初ガイドラインにすぎなかったファクターを厳格に適用するようになり、矛盾した結論がもたらされている、と指摘する。例えば、*Hathaway* 事件と *Nazaroff* 事件では⁽⁵¹²⁾、原告らはわが子の感電または溺れるところを見ていないのに、「事故発生と同時の知覚的な認識」とい

(509) *Id.* at 194-195.

(510) *Id.* at 195-199. なお、リープソンは、直接被害者が死亡しなかった場合について、死亡のおそれを生じさせるほどの重傷のときは、被害者と密接な関係をもつ者の反応は死亡例と同様であるとして、賠償を認める。他方、軽傷にすぎなかつたときは、医学的知見が分かれているとして、現時点では被告は義務を負わないとすべきであるとする。*Id.* at 199-201. また、異常な悲嘆反応について、その医学的知見を整理した上で、原告側の弁護士が取るべき立証方針を解説する。*Id.* at 201-209.

(511) *Dillon*, 441 P.2d 912.

(512) *Hathaway*, 169 Cal.Rptr. 435; *Nazaroff*, 145 Cal.Rptr. 657.

う基準の充足について、対照的な判断が下されたことを例示する⁽⁵¹³⁾。またこの基準の「認識」の要素について、医療過誤の事例である *Cortez* 事件と *Mobaldi* 事件を対比し⁽⁵¹⁴⁾、原告らの精神的被害の予見可能性は同程度であるのに、結論が異なることに疑問を呈する⁽⁵¹⁵⁾。

カバナフは、*Elden* 事件⁽⁵¹⁶⁾が、*Dillon* 事件の基準のもとでリカバリーを認められる事例であり、とりわけ原告と直接被害者は非婚カップルであったとはいえ、「密接な関係」ファクターを満たすにもかかわらず、責任を否定したことを問題にする。そして、このファクターについて、*Mobaldi* 事件では、法的身分ではなく、精神的な絆が重視されたことを挙げ、*Elden* 事件は *Dillon* 事件の理念に反する、と批判する。彼によれば、*Elden* 事件は、*Dillon* 事件の射程を限局するため、予見可能性の分析に「優先する政策的考慮」として、裁判所の負担軽減と被告が義務を負う者の数を制限する必要性とに依拠した。しかし、裁判所の負担軽減による責任否定はすでに拒絶されており、義務制限の必要性があるとしても、婚姻で線引きをすることは不公平である。*Thing* 事件⁽⁵¹⁷⁾では、予見可能性判定のためのファクターが修正されたが、彼にとっては、それも恣意的であり、*Elden* 事件の問題を克服するものではなかった。そして彼は、NIED を不法行為とする当初の意図からして、賠償が法的な身分関係に限定されるべきではない、と主張する⁽⁵¹⁸⁾。

他方でカバナフは、*Elden* 事件における政策的考慮の背景を分析し、*Dillon* 事件の基準の適用による混乱を収束させるため、これを限局する

(513) Timothy M. Cavanaugh, *A New Tort in California: Negligent Infliction of Emotional Distress (for Married Couples Only)*, 41 Hastings L.J. 447, 456-457 (1990). なお、カバナフは、この基準の充足について、*Dillon* 事件の根底にある理念に従って判断されるべきであり、*Hathaway* 事件でもリカバリーが認められるべきであったと批判する。Id. at 457458.

(514) *Cortez*, 167 Cal.Rptr. 905 ; *Mobaldi*, 127 Cal.Rptr. 720.

(515) Cavanaugh, *supra* note 513 at 458-459.

(516) *Elden*, 758 P.2d 582.

(517) *Thing*, 771 P.2d 814.

(518) Cavanaugh, *supra* note 513 at 462-467.

意図があった可能性に言及する。しかし彼は、*Dillon*事件の判断枠組みは妥当なので、明確な切り捨てラインの設定ではなく、要件の説明と改良を展開すべきであった、と批判する。また、非婚カップルへの賠償の許容が同居の同性愛者等への賠償に波及する可能性について、彼は妥当な拡張であるとしつつ、裁判所が望まないステップであろう、と推測する。さらに、保険料の上昇や多額の賠償に伴う経済の低迷への懸念に一定の理解を示しつつ、これを理由に一定のグループのみに恣意的に賠償を認めるくらいなら、一律に否定する方が妥当であるかもしれない、と述べる⁽⁵¹⁹⁾。

(六)身体的被害要件の放棄

(1)身体的被害要件の緩和による精神的苦痛賠償への接近

上に紹介したルールはいずれも、原告が恐怖やショック等の精神的苦痛を介して「身体的被害」を呈していることを前提として、その賠償を認められる原告の範囲を画定するものであった。精神的苦痛はその性質上主観的なので、それのみが主張された場合には、苦痛が実際に生じたのかどうかを客観的に検証することができない。しかし、精神的苦痛が身体的被害に発展すると、苦痛はいわば客観化され、それが実際に生じたと推論することができる。つまり、誘発された身体的被害は、精神的苦痛の真実性を担保するものと捉えられた⁽⁵²⁰⁾。

ところが、身体的被害の要件は、必ずしも客観的なものとはいえない状態によって満たされることがあり、精神的苦痛の真実性を担保するものとして機能していない、と指摘されている⁽⁵²¹⁾。例えば、身体的発現ルー

(519) *Id.* at 467-469.

(520) See, e.g., KEETON ET AL., *supra*, note 17 § 54 at 361-362.

(521) See, e.g., Richard N. Pearson, *Liability to Bystanders for Negligently Inflicted Emotional Harm – A Comment on the Nature of Arbitrary Rules*, 34 U.Fla. L. Rev. 477, 509-510 (1982).

ルを採用する *Daley* 事件では、原告の1人は、精神的苦痛と「神経過敏」を主張するにすぎなかつたが、陪審審理に進むことを認められた⁽⁵²²⁾。このほか、イヌに襲われ、辛い怪我を負わなかつた原告が、その恐怖から呈した「神経衰弱」について、身体的発現ルールにより賠償を認める事例⁽⁵²³⁾もみられる。またバイスタンダールールのもとでも、例えば、*Mobaldi* 事件では、原告母親は「体重の減少、不眠、失望および無力感」を主張するのみであった⁽⁵²⁴⁾が、却下判決は破棄された。

これらの精神ないし身体症状は、端的にみて、原告自身が苦痛を生じさせる出来事に巻き込まれ、または他者への被害を目撃したこと、精神的にふさぎ込んだ状態にすぎないともいえる⁽⁵²⁵⁾。したがって、精神的苦痛によって誘発されたこれらの症状に対する賠償が認められるならば、精神的苦痛それ自体に対する賠償との違いは薄められることになる。そこで、一部の州は、ネグリジェントに惹起された精神的苦痛はそれ自体、身体的被害なしに賠償を認められ得るとするようになり、その先駆けとなったのがハワイ州であった。

(522) *Daley*, 179 N.W.2d 390, 392. なお、「外傷神経症、精神的苦痛および精神的動搖」を主張したもう1人の原告も、陪審審理に進むことを認められた. *Id.*

(523) *Netusil v. Novak*, 235 N.W. 335 (Neb. 1931).

(524) *Mobaldi*, 127 Cal.Rptr. 720, 723. このほか、*Cortez* 事件では、原告母親は、幼児用ベッドのある寝室に入ろうとせず、2週間は何もできず、気分が落ち込むと薬を服用している、と主張した。賠償は否定されたが、その理由は身体的被害要件が満たされないことではなかつた。See *Cortez*, 167 Cal.Rptr. 905, 907.

(525) なお、精神的苦痛それ自体に対する賠償を否定する第二次不法行為法リストメント第436A条のコメントcは、「…めまいや吐き気のような、それ自体無害の一時的で再発しない身體現象を伴つてゐるという事實は、そのような現象がそれ自体、取るに足りないものであり、實質的な身体的被害にあたらない場合には、行為者に責任を課すものではない。他方で、長期的な吐き気または頭痛は、身体的病気にあたるかもしれない、それは身体的被害である。……これは法律問題というよりむしろ、精神医学的な問題となる」と解説する。

RESTATEMENT (2nd), § 436, Comment c.

（2）ハワイ州の動向

①財産損害による精神的苦痛 ハワイ州が精神的苦痛それ自体に対する賠償を認める端緒となった事例が、1970年の*Rodrigues v. State*事件⁽⁵²⁶⁾であった。この事件では、原告夫婦が新築家屋に家財道具を搬入し、入居を予定していたところ、その前夜に豪雨が降り、被告州のネグリジェントな道路管理によって、この家屋は浸水被害を受けた。原告らは、家財への被害や補修費用等のほか、これらの財産損害による精神的苦痛の賠償を求めた。州最高裁は、遺体の不当な取扱いや死亡通知の誤配の事例で、身体的被害なしに精神的苦痛賠償が認められてきたのは、苦痛の真実性が担保される状況があることによると分析し、これを一般化して、「精神的苦痛の真実性と深刻さを検証する一般的な基準を採用することが望ましい」と述べた。そして、精神的苦痛が「深刻なもの」であるかどうかによって、賠償の可否を判断する枠組みを採用する。その際、無限の責任への懸念について、合理人基準の適用によって対処できると捉え、「深刻な精神的苦痛は、通常の精神力を備えた合理人が、当該事案の状況で生じる精神的ストレスを適切に処理することができない場合に、認定されてよい」との基準を提示した。その上で、最高裁は、「深刻な精神的苦痛をネグリジェントに惹起されないという利益は、独立した法的保護を与えられる」と宣言し、ここで採用されたルールを適用するよう命じて、事件を差し戻した。

②原告バイスタンダーへの適用 *Rodrigues*事件は財産損害による精神的苦痛に関する事例であったが、州最高裁は、*Leong v. Takasaki*事件⁽⁵²⁷⁾において、*Rodrigues*事件のルールを典型的なバイスタンダーのシナリオに適用した。*Leong*事件では、10歳の原告男児が、数ヶ月前から同居し始めた継父方の祖母とともに、道路を横断しており、被告の運転する自動車に気づいて歩みをとめたが、この祖母ははねられて即死した。原告は、事故を目撃したショックによる精神障害に対する賠償を求めた

(526) 472 P.2d 509 (Haw. 1970).

(527) 520 P.2d 758 (Haw. 1974).

が、何らの身体的被害も主張しなかった。最高裁は、*Rodrigues* 事件で「深刻な精神的苦痛をネグリジェントに惹起されないという利益は独立した法的保護を与えられ、したがってまた、『深刻な精神的苦痛のネグリジェントな惹起を差し控えるべき義務』がある」としたことを確認する。そして、合理的な事故目撃者が「…精神的ストレスを適切に処理できない場合には、……被告の行為が原告の被害の近因であると結論づけ、ネグリジェントな行為から生じたすべての損害について、被告に責任を課すべきであ」り、本件の状況で生じたストレスが「合理人が処理できる水準を超えていたかどうか」は事実問題である、と判示した。また最高裁は、ハワイ州に、子どもをその養育のため、祖父母、親しい親類や友人に預ける風習が強く残っていると指摘し、「〔直接〕被害者と原告目撃者とに血縁関係がなくとも、リカバリーを除外すべきではなく、原告は被害者との関係の性質とそれに基づく被害の程度を証明することを認められるべきであるとした。被告勝訴のサマリジャッジメントが破棄された。

③「合理的な距離」要件 *Rodrigues* 事件と *Leong* 事件は、精神的苦痛が深刻なものであれば、身体的被害がなくとも、その賠償が認められるとして、精神的苦痛賠償の可能性を大きく広げた。ところが、*Leong* 事件の翌年、その振り戻しともいえる判決が下される。*Kelly v. Kokua Sales & Supply, Ltd.* 事件⁽⁵²⁸⁾では、ホノルルで発生した交通事故で、複数の死傷者がいた。被害者らの父親であり、祖父でもある男性は、事故当時カリフォルニア州にいたが、電話で知らせを受け、そのショックから心臓発作を起こして死亡した。この男性の相続人が損害賠償を求めて、事故を起こしたトラックの所有者や整備会社等を提訴した。この事例では、事故の知らせにショックを受けた男性は死亡しており、したがってまた、精神的苦痛賠償のみが求められたわけではなかったが、州最高裁は、バイスタンダーへの賠償を制限する必要がある、と考えた。最高裁は、*Rodrigues* 事件や *Leong* 事件では「…原告に対する深刻な精神的

⁽⁵²⁸⁾ 532 P.2d 673 (Haw. 1975).

苦痛が、被告のネグリジェントな行為の合理的に予見可能な結果である場合に、被告は責任を負うという法理にこだわった」が、「…義務の範囲画定(事故現場の近くにいそうな特定の原告のいずれに義務を負うか)の問題は、未解決のまま残されている」と述べた。そして、*Leong* 事件は「…世界中の者に対して、深刻な精神的苦痛のネグリジェントな惹起を回避すべき義務を負うとするものと解釈できる」が、「深刻な精神的苦痛の証明を求めるだけでは、〔被告らの〕責任を現実的および合理的に制限できない」として、責任制限の必要性を強調する。そこで、最高裁は、「*Rodrigues* 事件と *Leong* 事件で述べられた義務は、それらの事例で提示された基準を満たし、かつ事故現場から合理的な距離の範囲内にいた原告に適用される」と判示し、被告勝訴のサマリジャッジメントを維持した。

なお、ハワイ州議会はその後、制定法によって、精神的苦痛が身体的被害または精神疾患を誘発したのでない限り、物損によって生じた精神的苦痛の賠償は認められないとして、*Rodrigues* 事件における訴訟原因を廃止した⁽⁵²⁹⁾。

(3) カリフォルニア州の動向

① 「直接被害者」理論 バイスタンダールールの展開をリードしたカリフォルニア州において、身体的被害の要件を放棄したのが、*Molien v. Kaiser Foundation Hospitals* 事件⁽⁵³⁰⁾であった。この事件では、被告病院で定期検診を受けた女性が、被告医師によって梅毒であると誤診された。被告医師は彼女に、これを原告夫に告げ、検査を受けさせるよう助言し、彼女はこれに従った。原告の検査は陰性を示し、後に妻の誤診も判明したが、この夫婦は不仲となって離婚した。原告が、一連の出来事によって受けた精神的苦痛等の賠償を請求した。カリフォルニア州最高裁は、原告を妻が梅毒であるとの誤診の「直接被害者」と捉え、*Dillon*

(529) HAW. REV. STAT. § 22, ch. 663 (1986).

(530) 616 P.2d 813 (Cal. 1980).

事件⁽⁵³¹⁾との事案の違いを指摘し、*Dillon* 事件ガイドラインは賠償の障害とならないとして、被害が予見可能であったかどうかを問題にする。そして、梅毒との誤診が夫婦を不仲にし、その配偶者に精神的苦痛を生じさせるリスクは予見可能であり、「被告らは、妻の身体状態を診断するにあたって、原告に対しても注意義務を負う」と判示した。最高裁はまた、身体的被害の要件を、詐欺的な訴えを除外するためのスクリーニング装置と位置づけ、「人為的な境界線がこの目的を達成する唯一の手段ではない」として、*Rodrigues* 事件⁽⁵³²⁾で通常人のストレス耐性を基準とする「深刻な精神的苦痛」の賠償が認められたことに言及し、「身体的被害の要件はもはや正当化できない」と述べた。最高裁は、この要件に「無駄な訴答と歪曲された証言を助長する」欠点があるとも指摘した。却下判決が破棄された。

Molien 事件は、原告を「直接被害者」と評価できる場合に、身体的被害なしに、予見可能な精神的苦痛の賠償を許容する。しかし、原告夫を直接被害者と捉える理由については、妻への誤診による夫の被害が予見可能であったことを示唆するのみで、一種のトートロジーを示すにすぎない。したがって、直接被害者とバイスタンダーとを、どのような基準で区別するかという問題は、以後の裁判所に委ねられた。

②バイスタンダー事例における身体的被害要件の放棄 *Hedlund v. Superior Court* 事件⁽⁵³³⁾では、原告母親は、被告精神科医ら（上訴審での適格当事者）の病院で、ある患者に銃撃された。原告母親は隣に座っていたわが子をかばい、この原告男児は難を逃れたが、深刻な精神的トラウマを受けた。被告らは、この患者が原告母親に危害を加えるつもりのあることを知っていたが、原告母親にこれを警告しなかった。原告らが被告らを提訴し、原告男児は NIED を主張した。州最高裁は、*Dillon* 事件の母親と対比して、「セラピストがネグリジェントに、危害を加える

(531) *Dillon*, 441 P.2d 912.

(532) *Rodrigues*, 472 P.2d 509.

(533) 669 P.2d 41 (Cal. 1983).

との患者の脅しについて、母親に警告せず、その近接した結果として彼女が被害を受けたならば、彼女の幼児が遠くないところにおり、被害を受け、またはこの出来事を目撃して精神的トラウマを受けるかもしれないということは、同様に予見可能である」として、妨訴抗弁を退ける決定を維持した。その際、脚注において、*Molien* 事件で「精神的苦痛賠償の条件として身体的被害を求めるルールを廃止した」と指摘し、精神的トラウマを受けたとする主張は「訴訟原因を述べるのに適切なものである」と述べた。

直接被害者とバイスタンダーとの区分が問題となった *Ochoa v. Superior Court* 事件⁽⁵³⁴⁾では、13歳の少年が郡少年院に収容された。面会に訪れた原告両親は、わが子が風邪をこじらせ、左胸を痛そうに押さえているので、必要な治療がなされているか、少年院当局に懸念を示した。翌日、少年は肺炎と診断され、医務室での療養を許された。見舞いに訪れた原告母親は、重い症状を見て心配し、家族医を受診させるため一時帰宅を求めたが、認められなかった。退去の求めを無視して看病を続けた原告が寝返りをさせようとした際、わが子が左胸の激痛で悲鳴をあげたため、担当医師が呼ばれた。しかし、原告の滞在中、この医師が診察をすることはなかった。原告は再度、「手錠をかけてでも」外部の医師を受診させたいと頼んだが、拒否された。この間、この少年は嘔吐し、脱水状態であって、職員には吐血するところを観察されていた。原告は再び退去を求められ、やむなく立ち去った。数日後、少年は死亡した。原告らが郡とその職員（上訴審の適格当事者）を提訴し、原告母親の NIED は *Dillon* 事件と *Molien* 事件の双方に依拠していた。州最高裁は、バイスタンダーとしての請求について、直接被害が「短い突然の出来事」でなければならないかを検討し、原告は「*Archibald* 事件や *Nazaroff* 事件の親らと同様に⁽⁵³⁵⁾、被告らの行為とわが子への被害の関連性を知覚することができ、そこからショックを受けた」として、「発生と同時の

(534) 703 P.2d 1 (Cal. 1985).

(535) *Archibald*, 79 Cal.Rptr. 723; *Nazaroff*, 145 Cal.Rptr. 657.

知覚的な認識」ファクターの充足を認めた。また、原告が自発的にそこにいたことは、「…*Dillon* 事件の訴訟原因の有無を判断する際の決め手とならない」として、これに反する限りにおいて、*Justus* 事件⁽⁵³⁶⁾の判示を覆した。他方、最高裁は、*Molien* 事件と対照的に「本件では、被告らのネグリジエンスは、わが子への被害が〔原告母親〕の前で繰り広げられたとき、無力なバイスタンダーとしてこれを見ていた彼女を伴いつつ、主として亡〔少年〕に向けられていた」として、直接被害者としての請求を退けた。最高裁は、この判断に沿った新たな決定を行うよう命じたが、バイスタンダーとしての NIED における身体的被害の必要性について、とくに言及しなかった。

③直接被害者との認定 妊娠および分娩中の医療過誤による新生児への被害から生じた両親の精神的苦痛については、産科医（ないし病院）と母親との医患関係に依拠して、原告らが「直接被害者」と捉えられている。例えば、*Andalon v. Superior Court* 事件⁽⁵³⁷⁾では、原告両親は、被告医師（上訴審での適格当事者）の出産前ケアにおける医療過誤が、ダウン症に悩まされるわが子の望まれない出生をもたらしたとして、不法生命（wrongful life）訴訟において、NIED 等を主張した。州控訴裁判所は、直接被害者とバイスタンダーとの区別を検討する際に、遺言の不備による損害について、遺言を作成した公証人と被相続人との契約上の義務が、第三受益者にも及ぶとする先例⁽⁵³⁸⁾に依拠した。そして、原告両親は「医療過誤の直接被害者である」と判示して、部分的サマリジャッジメントを取り消すよう命じた。控訴裁判所は、原告母親は「被告との契約の当事者であり」、ダウン症について助言と情報提供を受けるという原告父親の利益は、「〔原告母親の〕利益を反映する。彼の被害は、……生殖への参加者としての彼の役割や選択からも生じている。彼には親の責任が直接のしかかる。……彼は明らかに、医患関係から生じる不

(536) *Justus*, 565 P.2d 122.

(537) 208 Cal.Rptr. 899 (Ct. App. 1984).

(538) *Biakanja v. Irving*, 320 P.2d 16 (Cal. 1958).

法行為法上の義務の直接的な受益者である」と理由づけた。また、*Newton v. Kaiser Foundation Hospitals* 事件⁽⁵³⁹⁾では、被告病院での分娩中に、頭部を鉗子で牽引されたため、わが子の上腕に麻痺が残ったとして、原告両親が NIED 等を主張して提訴した。州控訴裁判所は、*Andalon* 事件に依拠して、産科医と医患関係を有する原告母親は「ネグリジェンスの直接被害者であり、被告病院と彼女との関係は〔原告父親〕の個人的利益にも関わる」と判示した。また、*Dillon* 事件との違いについて、控訴裁判所は、交通事故の加害者が、直接はねていない原告母親に対して義務を負うかどうかを判断する際に、予見可能性の分析が必要となるのであり、「〔本件では、被告病院との〕契約が義務の根拠であって、注意義務を立証するのに、予見可能性の判定は不要である」と述べた。却下判決が破棄された。

その後、州最高裁も、新生児への被害による妊婦の精神的苦痛の賠償を、既存の医患関係に基づけた。*Burgess v. Superior Court* 事件⁽⁵⁴⁰⁾では、被告産科医のもとで、原告母親が経腹分娩に臨んだ。被告は、羊膜を人為的に裂いたところ臍の緒が脱出したため、「緊急事態だ」と叫び、帝王切開に切り替えて、その準備を始めた。原告はよくないことが起こったと認識した。原告は麻酔を受け、回復室で意識を取り戻したとき、臍の緒からの酸素の供給不足のため、わが子に脳障害等が生じたことを告げられた。原告は NIED 等を主張して医療過誤訴訟を提起した。最高裁は、原告母親には「彼女自身だけでなく、胎児に対しても向けられる医療について、〔被告との〕医患関係」があり、「〔胎児〕へのアクセスは、〔原告〕の同意と身体的侵襲によってのみ達成することができ、〔胎児〕への治療は必然的に〔原告〕の関与を含意している」だけではなく、妊娠および分娩中の母子には精神的な繋がりも存在する、と述べた。そして、産科医は「胎児への医療に関し、妊娠女性に対する義務を負う」と理解しており、したがってまた、「分娩中に胎児への被害とその結果として

(539) 228 Cal.Rptr. 890 (Ct. App. 1986).

(540) 831 P.2d 1197 (Cal. 1992).

の母親への精神的苦痛を生じさせたネグリジェントな行為は、〔母子〕双方に対する義務に反する」と判示して⁽⁵⁴¹⁾、この判断に沿った決定を下すよう命じた。

さらに、州最高裁は、精神科医療の文脈でも、「直接被害者」との認定を医患関係から引き出される義務に基づけている。*Marlen F. v. Affiliated Psychiatric Medical Clinic, Inc.* 事件⁽⁵⁴²⁾では、原告母親は、家族問題を相談するために、息子とともに被告クリニックを受診し、被告セラピストのカウンセリングを受けるようになった。あるとき原告は、被告セラピストがわが子の性器を愛撫する等の性的いたずらを行っている事実を突き止めた。原告はこの事実を院長等に突きつけ、被告セラピストは担当をはずされた。原告が NIED を主張して提訴した。最高裁は、*Molien* 事件は「深刻な精神的苦痛の予見可能性のみに基づく NIED 訴訟原因の創設を意図したのではな」く、妻を誤診した医師が、これを「夫に伝達するよう積極的に行動し……、正確な情報を伝達する義務を引き受けたことから、この夫は医師のネグリエンスの『直接被害者』」とされた、と分析する。そして、本件では、母子ともに被告セラピストの患者であり、「カウンセリングは、個人としての母と子にそれぞれ向けられたのではなく、家族関係の文脈で母子双方に向けられたものである」と指摘し、「被告による治療関係の濫用と〔性的〕いたずらは、少年に対するのと同様に、母親に対する注意義務に違反する」と判示した。妨訴抗弁を認めた決定は破棄された。

(4) その他の州の動向

ハワイ州およびカリフォルニア州以外の「多数の州では、精神的苦痛の訴えについて、依然として身体的〔被害〕の要件を維持しているが、

(541) なお、州最高裁は、バイスタンダーの事例では、潜在的な原告数を制限することができず、被告の帰責性と不均衡な責任をもたらすので、被告がネグリジェントに精神的苦痛を惹起するのを回避すべき義務を負う原告のクラスに責任を限定してきた、と分析する。Id. at 1200.

(542) 770 P.2d 278 (Cal. 1989).

その数は減少傾向にある」と指摘されている⁽⁵⁴³⁾。ここでは、身体的被害要件を放棄したいいくつかの州最高裁の事例を紹介する。

Paugh v. Hanks 事件⁽⁵⁴⁴⁾では、高速道路出口の向かいにある原告宅やその敷地フェンスに、自動車が衝突するという事故が3回発生した。原告は、2回目の事故で自動車が衝突したのが子供たちの遊び場だったために、わが子の安全に不安を感じた。3回目の事故のとき、すでに精神科医のケアのもとにあった彼女は、不安から泣きやむことができなかった。その後、原告は発作的に気絶したり、過呼吸状態になったりするようになった。原告らは被告ドライバーらを提訴し、家屋等への財産的損害等のほか、不安神経症を伴う精神的苦痛の賠償を求めた。オハイオ州最高裁は、他の州の先例を引用し、現代科学は、身体的発現を欠く場合でも、精神的被害を証明することができ、「…訴えの真実性を検証する他の基準が存在するので、身体的発現は、……精神的苦痛の程度についての証拠にすぎない」として、身体的被害要件を放棄した。ただし、バイスタンダーへの賠償については、精神的苦痛が深刻なものであることを要求し、通常人のストレス耐性を深刻さの判定基準とした。また最高裁は、NIED訴訟原因是「〔直接〕被害者が現実の身体的被害を受けたかどうかに関わらず、原告バイスタンダーが危難を合理的に予想し、その認識または危難の不安の結果として深刻な精神的苦痛を被った」場合に認められると判示し、予見可能性判定の「ガイドライン」として、*Dillon*事件ガイドラインを採用した。NIEDに関する被告勝訴のサマリジャッジメントは破棄された。

Bowen v. Lumbermens Mutual Casualty Co. 事件⁽⁵⁴⁵⁾では、14歳の少年が被告の運転する自動車にはねられて死亡した。原告母親は数分後に現場に駆けつけて、重傷を負ったわが子が自動車に挟まれ、救助が試みられ

(543) Braian L. Church, *Blancing Corrective Justice and Deterrence: Injury Requirement and the Negligent Infliction of Emotional Distress*, 60 Ala. L. Rev. 697, 700 (2009).

(544) 451 N.E.2d 759 (Ohio 1983).

(545) 517 N.W.2d 432 (Wis. 1994).

ているのを目撃した。原告は不法死亡訴訟において NIED を主張した⁽⁵⁴⁶⁾。ウイスコンシン州最高裁は、*Waube* 事件⁽⁵⁴⁷⁾で採用した危険範囲ルールを「救済に値する事例でそれを妨げる」として正式に廃止し、バイスタンダーの NIED を判断する枠組みとして、ネグリジエンス一般法理を採用した。また「医科学の現状に照らして、精神的苦痛は、その身体的発現以外の方法で立証でき」、身体的被害要件は「無駄な訴答、歪曲した証言、および身体症状と精神症状との無益な区別を助長」しており、これを放棄した州に訴訟の洪水は生じていないとして、「…原告は深刻な精神的苦痛の身体的発現を証明する必要はない」と判示した。もっとも最高裁は、政策的考慮が責任を妨げることがあると留保し、「直接被害者の被害の深刻さ、原告と被害者との関係、および原告が被害を認識した状況の異常さ」を考慮すべきことを示した上で、「政策的考慮は、本件における責任を排除しない」と結論づけた。この点についての却下判決が破棄された。

Chizmar v. Mackie 事件⁽⁵⁴⁸⁾では、原告が肺炎等で入院していたとき、被告医師が、同意を得ることなく HIV 検査を実施した。検査結果は再検査を指示するものであったが、被告は、これを陽性と受け取り、夫の協力のもとに告知しようと、原告の許可なく、検査結果を彼女の夫に告げた。その後、原告は再検査で HIV に感染していないと判明したが、

(546) なお、亡少年の遺産財団は、衝突の直前に少年自身が受けた精神的苦痛の賠償を求めたが、州最高裁は、少年が差し迫ったインパクトに気づき、その直前に深刻な精神的苦痛を受けたとする主張は憶測にすぎず、政策的理由からリカバリーは認められないとして、この請求を退けた。*Id.* at 446.

(547) *Waube*, 258 N.W. 497.

(548) 896 P.2d 196 (Alas. 1995).

原告と夫は不仲となって離婚した。原告が NIED 等⁽⁵⁴⁹⁾を主張して提訴した。アラスカ州最高裁は、身体的被害要件は「無益な訴答と歪曲された証言を助長する」と批判され、この要件を廃止する法域の数が増えている、と指摘する。しかし、最高裁は、予見可能性分析はそれ単独では、被告の義務範囲を適切に画定できないとして、「ネグリジエンスによつて生じた精神的損害のリカバリーを受ける原告の権利は、被告が原告に對して既存の義務を負っている場合に限定されるべきである」と判示した。また、「深刻な」精神的苦痛についてのみ、リカバリーを受けられると強調し、通常人のストレス耐性に基づいて、苦痛の深刻さを判定するのは陪審である、と述べた。最高裁は「〔被告〕医師は、〔原告〕に対し、精神的苦痛を生じさせる予見可能で不合理なリスクを作出する行為を差し控えるべき義務を負っていた」と結論づけて、この点についての原告敗訴の指示評決を破棄した。

Camper v. Minor 事件⁽⁵⁵⁰⁾では、原告運転のトラックに、ある女性の運転する自動車が衝突した。原告はこの事故で身体的被害を受けなかつたが、つぶれた車内で女性が死亡しているのを間近で見て、後に精神症状を呈した。原告が、NIED を主張して、亡女性の遺産管財人と自動車の所有者を提訴した。テネシー州最高裁は、従来身体的発現ルールを採用してきたことを確認する。しかし、「裁判所はこのルールへの例外を公式に作り、または緩和された形でこれを適用することによって、『身体的発現』ルールからの離脱の必要性を継続的に認識してきた」と述べた

(549) このほか、原告はプライバシーの侵害ないし守秘義務違反による精神的苦痛賠償を求めたが、州最高裁は、憲法上のプライバシーの権利は政府に対する権利であり、またコモン・ロー上のプライバシーの侵害は原告の主張をサポートしないとして退けた。守秘義務違反については、致命的な性感染症の、夫への暴露は、法律問題として、医師を免責すると判示した。Id. at 206-208. さらに、原告は IIED も主張したが、州最高裁は、被告の行為は極端で醜悪なものといえば、故意または未必の故意によるものではないとして、この主張を退けた。Id. at 208-209.

(550) 915 S.W.2d 437 (Tenn. 1996).

(551)。そして、最高裁は、「アドホックに例外を作る慣行は、精神的苦痛のネグリジェントな惹起についての法を混乱させ、予測不能なものとした」として、「厳格で定式的な『身体的発現』または『被害』ルールを放棄すべき時機が来た」と判示した。その上で、ネグリジエンス一般法理を採用しつつ、些細または詐欺的な訴えを防止するために、通常人のストレス耐性を基準とした「深刻な」精神的被害についてのみリカバリーが提供されるべきであるとして、そのような被害は「専門医学または科学的な証明によってサポートされなければならない」と結論づけた。被告勝訴のサマリジャッジメントが破棄された。

(七)精神的苦痛それ自体に対する賠償の可否

ネグリジェントに惹起された精神的苦痛に対する賠償の要件として、身体的被害を要求すべきかどうかについて、換言すれば、精神的苦痛それ自体への賠償の可否について、学説の評価は割れている。ここでは、1970年代後半から近時までのいくつかの見解を紹介する。ただし、発表時期が異なるため、各見解で取り上げることのできる事例やその位置づけが、必ずしも共通でないことに留意する必要がある。

(1)身体的被害要件の放棄に肯定的な見解

①完全リカバリールール ベル（Peter A. Bell）は、予見可能な精神的被害のすべてに賠償を認める「完全リカバリー」ルールを提唱し

(551) なお、テネシー州では、危険範囲ルールのもとで、「原告は、被告のネグリジエンスの結果として、身体的被害を被り、または身体的被害の差し迫った危険のもとにおかれ、それと同時に自身の安全に恐怖を感じた場合には、精神的苦痛に対するリカバリーを受けてよ」と、後者の場合には身体的被害は不要と解されており、したがってまた、危険範囲ルールは身体的発現ルールの例外と位置づけられている。*Id.* at 442-443.

(552)、その前提として、人々は精神的幸福の権利を有する、と主張する
(553)。そして、「精神的幸福は人間にとって最重要」なので、原意主義
(554)はこの権利を承認し⁽⁵⁵⁵⁾、また道具主義⁽⁵⁵⁶⁾的にも、この権利の承認は、
事故コストの削減、填補および正義に資するほか、望ましい富の再分配
を達成する、と述べる⁽⁵⁵⁷⁾。もっとも彼は、原意主義およ道具用主義が
些細な精神的苦痛を受けないという権利を認めるかどうかは明らかでは
ないとして、これを不法行為法の目的と関連づけて検討する。

(552) ベルは、身体的被害要件やバイスタンダールールは、深刻な精神的被害を受けた多くの人々へのリカバリーを否定する、と批判する。すなわち、身体的被害要件は、これを緩和または放棄する事例がみられるものの、依然として強固にリカバリーを制限し、またバイスタンダールールは、*Dillon* 事件や *Rodrigues* 事件で予見可能性分析を採用したが、*Justus* 事件や *Hathaway* 事件で「ガイドライン」を要件化し、*Kelley* 事件では予見可能性分析から撤退した、と分析する。Bell, *supra* note 23 at 336-340. なお、バイスタンダー事例において、身体的被害要件を放棄し、予見可能な精神的苦痛の賠償に肯定的な見解として、See also Andrew J. Simons, *Psychic Injury and the Bystander: The Transcontinental Dispute between California and New York*, 51 St. John's L. Rev. 1 (1976).

(553) Bell, *supra* note 23 at 336-340. これに対し、「行為者は通常、他人の精神的幸福に配慮すべき法的義務を負わない」として、精神的被害と身体的被害とが異なるルールに服することを主張するものとして、But see John C.P. Goldberg, Benjamin C. Zipursky, *Unrealized Torts*, 88 Va. L. Rev. 1625, 1672-1676 (2002).

(554) 原意主義 (originalism) とは「合衆国憲法の解釈について、それぞれの条文の起草当時の意味 (original intent) に即して解釈すべきであるとする態度」である (田中英夫編『英米法辞典』(東京大学出版会、1991年) 611頁)。

(555) Bell, *supra* note 23 at 342-343. ベルの原意主義的な基礎づけを批判するものとして、But see Richard N. Pearson, *Liability for Negligently Inflicted Psychic Harm: A Response to Professor Bell*, 36 U.Fla. L. Rev. 413, 415-416 (1984); Crump, *supra* note 19 at 479-481.

(556) 道具主義 (instrumentalism) は「…法理論や法のルールをある目的の達成のための道具とみなし、それがより効率的に機能するにはどうすればよいかが重要だと考える…」(田中・前掲注 (554) 457頁)。

(557) Bell, *supra* note 23 at 343-344. ベルの道具主義的な基礎づけを批判するものとして、But see Pearson, *supra* note 555 at 415-416. なお、ベルによる富の再分配の主張は、精神的被害を受ける人々はそれを加える人々よりも貧しいことが多いとの認識を前提とする。Bell, *supra* note 23 at 344. この前提を批判するものとして、But see Crump, *supra* note 19 at 481.

ベルはまず、不法行為法は回避コストが事故コストより小さい場合に責任を課し、リスクある行為を効率的に抑止することによって、一次コスト（事故の数とその深刻さ）を削減するので、正確なコスト計算が必要である、と指摘する。そして、精神的被害は現実の事故コストであり、その賠償を否定すると、潜在的に危険な行為が抑止されないとして、完全リカバリーを正当化する。過剰抑止の懸念に対し、彼は、精神医学の発展により精神的被害を偽ることは容易ではなく、賠償額の算定は無形の被害一般について困難であり、NIED の精神的苦痛賠償についてのみ、高額化を懸念するのはフェアでない、と反論する⁽⁵⁵⁸⁾。また、精神的被害がありふれたトラウマへの過敏な反応から生じたことを示す事例はほとんどなく、精神的気質を変化させる一般的な方法はないので、原告がより安価に精神的被害を回避できるわけではないとする⁽⁵⁵⁹⁾。彼によれば、無限の責任や幸福レベルの低下という二次コストも、完全リカバリーを妨げない⁽⁵⁶⁰⁾。すなわち、過大な責任はむしろ、重大な身体的被害が生じた場合に課されており、バイスタンダーたる近親者への精神的苦痛賠償は、苦痛が身体的被害と同じくらい酷く永続的なときにのみ認められるまれな現象である。事故コスト全体の削減に必要であり、精神的被害を正確に評価したものであれば、過大な責任さえ被告に課されるべきである。社会がこれに耐えられない有用な行為の継続を望むなら、助成金の交付等によって対処すべきである⁽⁵⁶¹⁾。また人間関係を尊重し、

(558) Bell, *supra*, note 23 at 351-356.

(559) *Id.* at 356-362. ベルはまた、一部の被告は帰責性と不釣り合いな責任を負わされるかもしれないが、その発生率は微々たるものであり、保険料を上昇させる限りにおいて問題になるにすぎない、と主張する。*Id.* at 361-362.

(560) *Id.* at 362. ベルは、一次コストの削減措置が事故を防止しなかった場合に、二次的コストが副次的に問題になるに過ぎない、と捉える。*Id.*

(561) *Id.* at 362-370. ベルは、少數の例では、精神的苦痛に対する追加的な責任に耐えられなくなるかもしれないが、同様の事故で身体的被害がそのようにするほどのレベルではなく、またカリフォルニア州においてさえ、保険料の上昇は観察されておらず、精神的被害に対する責任保険が利用できなくなり、または手の届かないものとなると信じる理由はない、と主張する。*Id.* at 365-367.

感情の重要性を強調するメッセージを送ることは望ましいことであり、完全リカバリーが社会の幸福レベルを下げるとの見方は誤りである⁽⁵⁶²⁾。さらに彼は、些細な被害の訴えを処理するための三次コスト⁽⁵⁶³⁾の強調に対し、些細な訴えの排除は、深刻な精神的被害の訴えをも除外してしまい、人身被害をもたらす行為さえ十分に抑止しないと反論した上で⁽⁵⁶⁴⁾、予見可能性以外の要素を付加する現行ルールの方が、その判断コストを増加させる、と批判する⁽⁵⁶⁵⁾。

次にベルは、精神的苦痛賠償が填補目的に資するかどうかを検討し、逸失利益や金銭出費は被害そのものではなく、被害の副次的な現れにすぎないので、金銭的評価に馴染まないとして精神的苦痛の填補を過小評

(562) *Id.* 370-377. なお、ベルは、訴訟による原告の二次的ストレスについて、調査結果に対立があり、「完全リカバリー」に反対する決め手とはならない、と指摘する。*Id.* at 373-376.

(563) そのほか、ベルは、「完全リカバリー」は訴訟の洪水を生じさせそうになく、また訴訟1件あたりの処理コストについて、弁護士や保険会社は予見可能性概念に精通しており、賠償額の算定も pain and suffering 等より困難ではなく、いずれにせよ賠償額の不確実性は和解を促進する、と指摘する。さらに、バイスタンダー事例についても、直接被害者の訴訟と併合されるルールのもとでは、陪審審理コストの増加は小さく、別途の訴訟が提起されたとしても、専門家証言等によるコストの増加は医療過誤訴訟や製造物責任訴訟と同等であるとする。*Id.* at 377-382.

(564) *Id.* at 383-384. これと関連して、ベルは、立場の互換性のために精神的苦痛賠償は処理コストを生じさせるだけであるとの見方について、回避コストが被害リスクよりも小さい場合には、そもそもネグリジェンスは認定されないとして、逆に、ネグリジェンスが認定される場面では立場の互換性がないことを示唆する。*Id.* at 384. Cf. Pearson, *supra* note 521 at 505-508.

(565) Bell, *supra*, note 23 at 384-388. ベルは、*Dillon* 事件ガイドラインによる妥当な訴えの選別が成功していないことを例示し、また深刻さ要件も判断コストを増加させる、と分析する。*Id.* at 386-388. その上で、身体的被害は深刻さの如何を問わずに賠償を認められ、意図的不法行為では些細な被害の訴えの洪水はみられないとして、「完全リカバリー」ルールを導入しても、些細な訴えの増加は生じず、むしろ抑止効を高め、意図的不法行為における名目的損害賠償と類似の便益をもたらす、と主張する。*Id.* at 388-391. ベルの事故コスト削減なしで些細な訴えについての分析を批判するものとして、*But see* Pearson, *supra* note 555 at 416-421, 426-430; Crump, *supra* note 19 at 482-488.

価すると、ほとんどの事例で填補を軽視することになる、と主張する⁽⁵⁶⁶⁾。また、苦痛がかけがえのないものの喪失によるとしても、金銭賠償は精神科ケアへのアクセスを促し、人生をよりよいものにするのをサポートする、と捉える⁽⁵⁶⁷⁾。さらに彼は、*pain and suffering*、コンソーシアムの喪失、アッサルト等の意図的不法行為を含め、無形の被害一般の救済に一貫性がないのは正義の観点から妥当ではない、と指摘する⁽⁵⁶⁸⁾。加えて、精神的苦痛賠償が帰責性と不均衡な責任をもたらすとの見方に対し、「完全リカバリールールは、帰責性ある行為によって生じた予見可能な精神的被害に責任を負うと判示される限りにおいて、被告の違法行為と直接的に均衡する責任を命じる」と反論する⁽⁵⁶⁹⁾。

その上で、ベルは、*Paugh*事件を完全リカバリールールを採用する事例と位置づけ、他の州がこれに追従するよう促す⁽⁵⁷⁰⁾。

②精神的苦痛を回避すべき義務　著者不詳のコメントは、*Morton*事件⁽⁵⁷¹⁾等でインパクト要件が著しく緩和され、インパクトルールは衰退したが、インパクトが不要とされても、*Bowman*事件⁽⁵⁷²⁾のように原告自身の安全を不安に感じたのでなければならぬとされ、そこに精神的静穏それ自体の保護への消極性を見出す⁽⁵⁷³⁾。また、財産損害による

(566) Bell, *supra*, note 23 at 391-394.

(567) *Id.* at 395-399. Cf. Pearson, *supra* note 521 at 502-504.

(568) Bell, *supra*, note 23 at 399-408. ベルの填補および正義の検討を批判するものとして、*But see* Pearson, *supra* note 555 at 421-426.

(569) Bell, *supra*, note 23 at 408-412.

(570) *Id.* at 412.

(571) *Morton*, 170 N.E. 869.

(572) *Bowman*, 165 A. 182.

(573) Comment, *Negligently Inflicted Mental Distress: The Case for an Independent Tort*, 59 Geo. L. J. 1237, 1239-1241 (1971). なお、インパクトルールから身体的発現ルールへの移行は確認困難であり、その背景に「身体的」被害と「精神的」被害の用語の混乱があるとして、被害要件の緩和を示唆する。*Id.* at 1241-1242.

精神的苦痛の賠償は一般に否定され⁽⁵⁷⁴⁾、他人への被害を目撃したバイスタンダーの精神的苦痛のリカバリーは危険範囲ルール等によって制限ないし否定されるのに対し、意図的不法行為の事例では、寄生的な賠償項目として、または IIEDのもとで精神的苦痛賠償がなされてきたとして、裁判所は一貫性のないまま精神的苦痛の責任問題にアプローチしている、と分析する⁽⁵⁷⁵⁾。他方で、*Dillon*事件⁽⁵⁷⁶⁾および*Rodrigues*事件⁽⁵⁷⁷⁾等について、精神的静穏の重要性を認識し、恣意的な制限を排して、不法行為の一般法理を介した保護を提供する事例と評価する。その上で、この論者は、精神的苦痛は独立した法的保護に値するか、またそのような保護のための客観的な証明が可能か、という問題に取り組む⁽⁵⁷⁸⁾。

この論者は、自身への危険または愛する者の死亡の目撃により本能的に生じる不安や悲嘆等の一次的反応は、原告の愁訴を感じざるを得ないとしつつ、精神的苦痛が身体的被害より有害なこともあるので、原告がその真実性を証明しようとするのを妨げられる理由はない、と主張する。また、一次的反応の後遺症として身体症状を伴う二次的反応⁽⁵⁷⁹⁾は、障害や機能不全を生じさせることがあり、患者にとって深刻である、と指摘する。その上で、医学は精神的被害の有無や程度を十分に証明すること

(574) これに対し、既存の義務と苦痛の深刻さを要件として、財産損害による精神的苦痛の賠償を認める見解として、Cf. Leslie Benton Sandor, Carol Berry, *Recovery for Negligent Infliction of Emotional Distress Attendant to Economic Loss: A Reassessment*, 37 Ariz. L. Rev. 1247 (1995).

(575) Comment, *supra* note 573 at 1242-1245.

(576) *Dillon*, 441 P.2d 912. この事件で示されたファクターは、バイスタンダーへの精神的苦痛のネグリジェントな惹起を差し控えるべき義務を負う状況を明確にしたものと位置づけられている。Comment, *supra* note 573 at 1246.

(577) *Rodrigues*, 472 P.2d 509. 精神的苦痛からの自由という利益に独立の法的保護が与えられるかという究極の問題に正面から向き合った事例と評価されている。Comment, *supra* note 573 at 1247.

(578) *Id.* at 1245-1248.

(579) 具体的には、不安反応（anxiety reaction）、転換反応（conversion reaction）および心気症反応（hypochondriasis reaction）の3つのタイプの神経症を挙げる。*Id.* at 1250-1251.

とができる⁽⁵⁸⁰⁾として、証明困難はリカバリーを否定する理由にならない、と示唆する⁽⁵⁸¹⁾。

この論者は、精神的静穏を保護するための効果的な手法は、NIED訴訟原因を認めることであるとし、これを深刻な精神的苦痛の不合理なりスクの作出を差し控えるべき義務を課すものと捉え、ネグリジェンスの一般法理で適切に対応できる、と主張する⁽⁵⁸²⁾。すなわち、法的被害の証明について、精神的苦痛を医学的に有害な反応と定義した上で、事実認定者にそれが深刻なものかどうかを判断させることにより、法的な証明基準となりうるとする。事実的因果関係については、あれなければこれなし基準によって判定されるところ、医師は特定の刺激が被害の必須条件か否かではなく、重要な寄与因であったかに注目しているとして、事実認定者と医学的知見との役割分担への注意を促す。また、近因について⁽⁵⁸³⁾、精神的苦痛の事例では原告の傷つきやすさが主要なファクターになっているが、医学的にはすべての者がある程度傷つきやすいと指摘して、「合理的な程度」の傷つきやすさが基準であると強調し、被告の行為が平均人を害さない場合にのみ、リカバリーが否定される、と述べる。さらに、詐欺的な訴えの懸念に言及し、医師は詐病を検出する適切な手段を有しており、この懸念が訴訟を否定する口実として用いられるべきではない、と主張する⁽⁵⁸⁴⁾。これらの分析によって、この論者は、精神的苦痛のネグリジェントな惹起を差し控えるべき義務を課すことへの懸念を克服するファクターも同様に存在しており、一般法理の適用が

(580) 一次的反応の証明は、患者の愁訴に依拠せざるを得ないが、何らかの身体的影響、原告の行動を証言する目撃証人、症状の一貫性と適合性および経験則や常識は、証明の補強に役立つとする。また二次的反応は、客観的な身体症状に発現するため、医学的証明が可能である、と主張する。Id. at 1258-1260.

(581) Id. at 1248-1253.

(582) Id. at 1254-1255.

(583) なお、この論者は、近因は被害の予見可能性に基づいて判定されるとの認識を示す。Id. at 1256.

(584) Id. at 1254-1262.

被告に不当に重い負担を課すわけではない、と結論づける⁽⁵⁸⁵⁾。

③「予見可能性+深刻さ」ルール ノーラン（Virginia E. Norran）とアーシン（Edmund Ursin）は、*Dillon* 事件⁽⁵⁸⁶⁾ガイドラインは当初、予見可能性の判定の一助にすぎず、*Krouse* 事件や *Archibald* 事件では⁽⁵⁸⁷⁾訴訟原因を拡張する兆しがあったが、*Justus* 事件⁽⁵⁸⁸⁾では「事故発生と同時の知覚的な認識」ファクターが厳格に適用された、と指摘する。彼女らは、*Justus* 事件を、原告夫のショックが死産を告げられた瞬間にのみ生じると捉える点で、人為的であると批判し、実質的に *Dillon* 事件の基準を変更した事例、と分析する⁽⁵⁸⁹⁾。また、*Justus* 事件が *Dillon* 事件ガイドラインの恣意的な運用をもたらしているとして、事案に大差のない *Nazaroff* 事件と *Hathaway* 事件で⁽⁵⁹⁰⁾対照的な結論が示されたことを例示する⁽⁵⁹¹⁾。ところが、*Molien* 事件⁽⁵⁹²⁾で、深刻な精神的苦痛が予見可能であれば、身体的被害がなくとも、その賠償が認められるときされ、彼女らはこれを再拡張への方向転換とみる。そして、*Molien* 事件の「直接被害者」理論について、分娩室にいた *Justus* 事件の原告父親も直接被害者と評価できるとして、*Molien* 事件で示されたルールはより広い射程をもつ、と示唆する⁽⁵⁹³⁾。

ノーランらによれば、*Dillon* 事件、*Justus* 事件および *Molien* 事件のアプローチには一貫性がないようにみえるが、精神的苦痛賠償に伴う詐欺

(585) *Id.* at 1263-1263.

(586) *Dillon*, 441 P.2d 912.

(587) *Krouse*, 562 P.2d 1022 ; *Archibald*, 79 Cal.Rptr. 723.

(588) *Justus*, 565 P.2d 122.

(589) Virginia E. Nolan, Edmund Ursin, *Negligent Infliction of Emotional Distress: Coherence Emerging from Chaos*, 33 Hastings L.J. 583, 588-596 (1982). ノーランらは、*Justus* 事件はさらに、精神的苦痛が「突然の出来事」から生じ、それを「不本意に目撃」したという要件を追加した、と分析する。 *Id.* at 596-597.

(590) *Nazaroff*, 145 Cal.Rptr. 657 ; *Hathaway*, 169 Cal.Rptr. 435.

(591) Nolan, Ursin, *supra* note 589 at 597-601.

(592) *Molien*, 616 P.2d 813.

(593) Nolan, Ursin, *supra* note 589 at 601-604.

的な訴えおよび無限の責任を懸念する点で共通しており、その対処方法に違いがあるにすぎない。*Dillon* 事件は、身体的被害要件とガイドラインによって、これらの懸念に対処しようとした。しかし、*Molien* 事件で、身体的被害によるスクリーニングは放棄され、むしろ「無駄な訴答と歪曲された証言を助長する」と批判された。またガイドラインによる対処は、*Justus* 事件での要件化により、危険範囲ルールと類似の恣意的な運用を生じさせた⁽⁵⁹⁴⁾。

そこでノーランらは、解決策を *Molien* 事件のルールに求め、それをバイスタンダー事例にも適用し、*Dillon* 事件ガイドラインを深刻な精神的苦痛の予見可能性判定の一助とするにとどめることを提案する⁽⁵⁹⁵⁾。彼女らは、*Molien* 事件がバイスタンダーの事例を想定していないことを認めつつ、身体的被害要件への批判と深刻な精神的苦痛という基準の優位性はバイスタンダーの事例にもあてはまる、と主張する。すなわち、*Molien* 事件は、詐欺的訴えを防止するのに、身体的被害要件よりも「深刻さ」要件が優れていることを説得力をもって論証した。また、深刻な精神的苦痛は、医療や入院を要し、軽作業や家事をこなすのを妨げることがあるが、これらの損失は身体的被害を連想させるものであり、その賠償を否定する理由はない。したがって、「深刻さ」要件は、無限の責任を適切に防止する⁽⁵⁹⁶⁾。もっとも、彼女らは、この要件は無限の責任を防止しつつ、賠償に値する事例を選別するためのものなので、「悲痛

(594) *Id.* at 604-609.

(595) *Id.* at 609-610. なお、*Molien* 事件に依拠しつつ、精神的被害の発生と苦痛の影響とという2つの予見可能性を要求し、前者の証明で陪審審理を認め、後者の証明で陪審による「深刻さ」の判断を支援させるという枠組みを提案するものとして、See Jeanne S. Gallagher, *Molien v. Kaiser Foundation Hospitals: California's New Tort of Negligent Infliction of Serious Emotional Distress*, 18 Cal. W. L. Rev. 101 (1981). また NIED 訴訟原因の混乱を収束させるために、*Molien* 事件に依拠しつつ、義務の判定を明確化しようとする見解として、See also Colleen Wilcox Heidenreich, *Clarifying California's Approach to Claims of Negligent Infliction of Emotional Distress*, 30 U.S.F. L. Rev. 277 (1995).

(596) Nolan, Ursin, *supra* note 589 at 610-611.

な精神的苦痛に伴う深刻で衰弱性の精神的被害－些細で一時的な被害とは対置される強烈で持続的な被害－に依存する」として、その深刻さを強調する。ただし、衰弱性の精神的被害は、専門家による証明を示唆するが、それは必須ではなく、通常人のストレス耐性を基準として、原告が精神的苦痛の真実性を担保する状況のあることを証明することを許容する⁽⁵⁹⁷⁾。そして、ノーランらは、「予見可能性+深刻さ」という基準が、詐欺的な訴えや無限の責任を防止するとして、*Dillon* 事件ガイドラインを満たさなくとも、バイスタンダーへの賠償が認められるべきである、と結論づける⁽⁵⁹⁸⁾。

④賠償を経済的損失に限定する見解 (a) ミラー (Richard S. Miller) は、ネグリジェンス一般法理の適用により精神的苦痛賠償の可否を判断する *Rodrigues* 事件⁽⁵⁹⁹⁾ と *Leong* 事件⁽⁶⁰⁰⁾ の枠組みが、*Kelley* 事件⁽⁶⁰¹⁾ の合理的距離ルールによって再び制限されたことの当否を検討し、距離の合理性の判定基準が曖昧である、と指摘する。彼はまた、合理的距離を州内に限定するにしても、このルールは、心の準備をする時間によって説明できるとはいえ、事故時に近親者等のいた場所は偶発的事情に左右されるので「気まぐれに作用する」と分析する⁽⁶⁰²⁾。そして、直接被害者の死傷による近親者の深刻な精神的苦痛は合理的に予見可能なので、目

(597) *Id.* at 614-618.

(598) *Id.* at 619-621. See also Pamela Cogan Thigpen, *Negligent Infliction of Emotional Distress: New Horizons after Molien v. Kaiser Foundation Hospitals*, 13 Pac. L.J. 179 (1981). なお、外傷性ストレスの理論に基づいて、予見可能な精神的被害を、ストレッサーの客観的な深刻さに関連づけられる主観的な苦痛の大きさで定義づけようとする見解として、See Douglas Bryan Marlowe, *Negligent Infliction of Mental Distress: A Jurisdictional Survey of Existing Limitation Devices and Proposal Based on an Analysis of Objective Versus Subjective Indices of Distress*, 33 Vill. L. Rev. 781 (1988).

(599) *Rodrigues*, 472 P.2d 509.

(600) *Leong*, 520 P.2d 758.

(601) *Kelley*, 532 P.2d 673.

(602) Richard S. Miller, *The Scope of Liability for Negligent Infliction of Emotional Distress: Making "the Punishment Fit the Crime"*, 1 U. Haw. L. Rev. 1, 6-14 (1979).

擊の有無や事故時の場所によって恣意的に原告を選別するルールは、非論理的で現実を無視するものである、と批判する⁽⁶⁰³⁾。

他方でミラーは、*Kelley* 事件における責任制限の目的が、標準的な行動からの逸脱にすぎないネグリジェンスの帰責性と不均衡に重い責任の防止にあると捉え⁽⁶⁰⁴⁾、そのような政策の必要性を強調する。例えば、事故による身体的被害に対する賠償責任はすでに重いものなので、精神的苦痛への責任拡張による直接的な抑止効は小さい、と分析する。また市場メカニズムを介した間接的な抑止についても、ハワイ州のような小さな州が市場判断に影響を与える能力に限界があるとして、実際には州内の責任保険料や商品・サービスの価格を上昇させ、ハワイ州を競争上不利な立場に立たせるにすぎない、と予想する⁽⁶⁰⁵⁾。

そこでミラーは、ネグリジェンスの一般法理を適用し、予見可能な近親者等の精神的苦痛に広くリカバリーを提供しつつ、各原告に認められる賠償額を現実の経済的損失に限定することによって、不均衡な責任に対処する代替的なアプローチを提案する⁽⁶⁰⁶⁾。彼は、財産損害、詐欺および契約訴訟では *pain and suffering* を否定する歴史があり、このアプローチは司法部が採用しやすい不均衡な責任への解決策を提供する、と

(603) *Id.* at 16-17.

(604) *Id.* at 18-21. なお、ミラーは、些細な精神的苦痛は各人の精神力で克服されるべきとの考え方について、精神的苦痛のみが主張された *Rodrigues* 事件や *Leong* 事件では妥当であるとしても、ショックによる致命的な心臓発作が主張された *Kelley* 事件を同列に扱うことを疑問視する。 *Id.* at 19.

(605) *Id.* at 23-27. このほか、ミラーは、事故コストがその回避コストより小さければ、行為者は回避義務を負わないとする効率性分析について、被害の予見可能性が重要な役割を果たすところ、合理人が *Kelley* 事件における被害を合理的に予見できた場合に、そのリカバリーを否定することは背理であるが、そもそも直接被害者の身体的被害に対する賠償に加えて、近親者等の精神的苦痛賠償を認めることが効率性を達成するかという難問が生じるとする。 *Id.* at 21-23.

(606) *Id.* at 36-37. なお、ミラーは、陪審に予見可能性や通常性という基準を示して、ケース・バイ・ケースに賠償額を限定させる方法もあるが、精神的苦痛賠償については、この方法には基準そのものが伸縮するという難点がある、と分析する。 *Id.* at 37-38.

主張する⁽⁶⁰⁷⁾。また、外傷神経症は医療費等の経済的損失を生じさせることがあり⁽⁶⁰⁸⁾、これを填補することは「イノセントな原告とネグリジェントな違法行為者とでは……後者が損失を負担すべきである」という正義に資する、と述べる⁽⁶⁰⁹⁾。さらに彼は、精神的苦痛のすべてを保護することは法の能力を超えるとしても、填補されるのは適切に処理できない深刻な苦痛によって生じた経済的損失であって、原告にその証明を要求しつつ、*pain and suffering*を否定して訴訟インセンティブを減らすことは、詐欺的な訴えの懸念を緩和する、と指摘する⁽⁶¹⁰⁾。加えて、経済的損失に限定された精神的苦痛賠償による直接的な抑止は過剰抑止を生じさせるほどではないと分析し、市場メカニズムを介した抑止は一般損害の賠償（general damages）が認められる場合よりも有意に小さい、と予測する⁽⁶¹¹⁾。そして彼は、提案したアプローチは、現行ルールのもとでリカバリーを受けられない被害者を填補するが、その分は各原告への賠償額の減額によって相殺されるので、競争上の不利益を最小化する、

(607) *Id.* at 38-40.

(608) *But see Julie A. Davies, Direct Actions for Emotional Harm: Is Compromise Possible?*, 67 Wash. L. Rev. 1, 28-29 (1992) (精神科治療の受診を躊躇する者も多いので、医療費等の経済的損失への限定は「むしろ皮肉である」と批判) ; Pearson, *supra* note 521 at 512-513 (現行の填補状況と大差なく、裁判所が採用する見込みが薄いと批判)。

(609) Miller, *supra* note 602 at 40.

(610) *Id.* at 40-41.

(611) *Id.* at 41.

と主張する⁽⁶¹²⁾。

(b)ダイアモンド (John L. Diamond) は、*Hathaway* 事件と *Nazaroff* 事件、*Cortez* 事件と *Mobaldi* 事件、および *Justus* 事件と *Krouse* 事件をそれぞれ対比し⁽⁶¹³⁾、責任否定例は、危険範囲ルールにおける数ヤードの違いという偶発性を、数分または数秒の違いという偶発性に置き換えたにすぎない、と批判する。また予見可能性に基づく一方で、同じく予見可能な精神的苦痛に対する賠償の認否を分ける基準には矛盾がある、と指摘する⁽⁶¹⁴⁾。さらに、*Dillon* 事件⁽⁶¹⁵⁾の根本的な誤りは、無形の損失の賠償を判断する際に予見可能性分析を用いたこと自体にある、と捉える。すなわち、予見可能性は、潜在的な被告による保険等のリスク分散を介した責任プランの設計を可能にするが、死傷者の近親者の精神的苦痛は常に予見可能なので、その填補は過大な負担となる。そして彼は、*Rodrigues* 事件や *Long* 事件で拡張された精神的苦痛賠償が *Kelley* 事件で制限されたことを例示して⁽⁶¹⁶⁾、予見可能な無形の損失の填補により、

(612) *Id.* at 41. なお、ミラーは、直接被害者に対する身体的被害の賠償に加えて、近親者等の精神的苦痛賠償が認められる場合に、不均衡な責任のおそれが大きいが、直接被害者への被害が実際には生じず、近親者等に対する精神的苦痛のみが生じたならば、*pain and suffering* を含む一般損害の賠償が認められるというは不公平であるとして、いずれの場合にも、賠償額は経済的損失に限定されるべきであるとする。また、賠償額の限定の目的は帰責性と不均衡な責任の防止にあるので、懲罰的損害賠償が正当化される事例や重過失の事例では、減額は不要である、と確認する。さらに、不法死亡法におけるコンソーシアムの喪失等の賠償項目は精神的苦痛賠償と類似の機能を果たすとした上で、これらの賠償項目との調整の必要性がある、と指摘する。 *Id.* at 41-43.

(613) *Hathaway*, 169 Cal.Rptr. 435 ; *Nazaroff*, 145 Cal.Rptr. 657 ; *Cortez*, 167 Cal.Rptr. 905 ; *Mobaldi*, 127 Cal.Rptr. 720 ; *Justus*, 565 P.2d 122 ; *Krouse*, 562 P.2d 1022.

(614) Diamond, *supra* note 452 at 483-487. ダイアモンドは、*Dillon* 事件ガイドラインのうち、予見可能性と関連するのは「密接な関係」ファクターのみであり、場所的および時間的ないし知覚的な近さは、近親者の精神的苦痛の予見可能性とは無関係であると指摘する。 *Id.* at 487-489.

(615) *Dillon*, 441 P.2d 912.

(616) *Rodrigues*, 472 P.2d 509 ; *Leong*, 520 P.2d 758 ; *Kelley*, 532 P.2d 673.

潜在的な被告や社会に過大な負担を課すべきではない、と主張する⁽⁶¹⁷⁾。

ダイアモンドは、「純粋な予見可能性」基準を用いる *Molien* 事件⁽⁶¹⁸⁾における「直接被害者」理論について、バイスタンダーとの区分は、近因の判定における原因の直接性と間接性とを区分する困難を想起させるほか、バイスタンダー事例における矛盾した結論を解決しない、と指摘する。また「予見可能性+深刻さ」基準をバイスタンダー事例にも適用する見解⁽⁶¹⁹⁾について、ほとんどの事例で親類の深刻な精神的苦痛は予見可能であるとし、*Dillon* 事件ガイドラインの修正を提案する見解⁽⁶²⁰⁾と合わせて、いずれも過大なりカバリーの問題を解決しない、と批判する⁽⁶²¹⁾。さらに彼は、*Molien* 事件における身体的被害要件の放棄が、*Hedlund* 事件⁽⁶²²⁾でバイスタンダー事例に拡張されたことに言及し、NIED訴訟原因とコンソーシアムの喪失等の無形の被害についての訴訟原因との区別を曖昧にしている、と分析する⁽⁶²³⁾。

ダイアモンドによれば、無形の損失に関する各訴訟原因の展開が矛盾したルールをもたらしている。すなわち、親子間のソサエティの喪失に対する賠償が否定されるのに対し、夫婦間のコンソーシアムの喪失に対する賠償が認められ、また *Dillon* 事件や *Molien* 事件のルールは一貫したスクリーニングを果たしていない。しかし、彼は、*Dillon* 事件ガイドラインの要件化や *Molien* 事件による「直接被害者」理論を介した予見可能性分析の限局は、責任制限の必要性があるとの認識を表しているとみる。さらに、無形の損失に関する各訴訟原因について、裁判所は家族

(617) Diamond, *supra* note 452 at 490-493.

(618) *Molien*, 616 P.2d 813.

(619) See *Nolan*, Ursin, *supra* note 589.

(620) See *Leibson*, *supra* note 498.

(621) Diamond, *supra* note 452 at 494-496.

(622) *Hedlund*, 669 P.2d 41.

(623) Diamond, *supra* note 452 at 496-500.

単位内での重複填補を警戒している、と捉える⁽⁶²⁴⁾。その上で、彼は、無形の損失についての統一的な填補理論が必要であるとして、被告の責任を深刻な精神的苦痛を受けると予見可能なすべての原告に拡張しつつ、賠償を経済的損失に限定するミラーの見解⁽⁶²⁵⁾を支持する。そして、このアプローチをコンソーシアムやソサエティの喪失についても適用して、重複的なリカバリーのおそれを防止しつつ、無形の損失の被害者のすべてにフェアな填補を提供すべきである、と結論づける⁽⁶²⁶⁾。

（2）身体的被害要件を維持する見解

①危険範囲ルールを支持する見解 ピアソン（Richard N. Pearson）

は、危険範囲ルールに至る沿革を整理し⁽⁶²⁷⁾、*Dulieu* 事件や *Waube* 事件を挙げて⁽⁶²⁸⁾、このルールは、原告自身の安全についての恐怖を賠償対象とする賠償ルールを前提として、これを、そのような恐怖かどうかを危険範囲で判定する責任ルールと一致させるので、「責任と賠償とを巧みにつなぎ合わせる」と評価する。もっとも彼は、危険範囲ルールにも、スクリーニングに際して、恣意性が残るのを認める⁽⁶²⁹⁾。

バイスタンダールールの展開について、ピアソンは、*Jansen* 事件、

(624) *Id.* at 500-501.

(625) See Miller, *supra* note 602.

(626) Diamond, *supra* note 452 at 501-502. 名誉毀損とプライバシーの侵害を除き、無形の損失について同様のアプローチを採用する見解として、See Stanley Ingber, *Rethinking Intangible Injuries: A Focus on Remedy*, 73 Cal. L. Rev. 772 (1985).

(627) ピアソンによれば、ネグリジェンスにおける精神的苦痛賠償は当初 pain and suffering に限定され、インパクト要件は、そのような苦痛かどうかを判定する賠償ルールであって、ネグリジェンスの成否に関する責任ルールと射程を同じくしたが、恐怖等の精神的苦痛から生じた身体的被害の賠償が認められるようになると、インパクト要件は責任ルールへと変化した。しかし、物理的インパクトなしに恐怖が生じることもあるので、この要件は被害とは無関係であり、責任ルールと賠償ルールが乖離して、そこにインパクトルールの恣意性が生じた。Pearson, *supra* note 521 at 485-489.

(628) *Dulieu*, 2 K.B. 669; *Waube*, 258 N.W. 497.

(629) Pearson, *supra* note 521 at 489-490.

Justus 事件および *Hathaway* 事件のように⁽⁶³⁰⁾ *Dillon* 事件⁽⁶³¹⁾ガイドラインを要件化する事例がある一方で、これを柔軟に適用する *Archibald* 事件や *Krouse* 事件も⁽⁶³²⁾みられるが、後者の類型においてもガイドラインを曖昧にしているにすぎず、いずれにせよ予見可能性のみを判断基準とするものではない、と分析する。また、*Dillon* 事件ガイドラインが要件化されると、裁判所が陪審の判断を否定する余地があることを示しており、ひいては裁判官が主觀に基づいて恣意的に評価することを許容する、と批判する。そして、バイスタンダールールは他人の安全についての不安による被害を賠償対象としつつ、予見可能な被害者すべてがリカバリーを受けるわけではないため、このルールは「危険範囲ルールが除去した〔責任ルールと賠償ルールとの分断という〕形式の恣意性を再導入する」と主張する⁽⁶³³⁾。

そこでピアソンは、いずれのルールも恣意的であると捉えた上で、恣意性以外のバイスタンダールールの難点を指摘し⁽⁶³⁴⁾、とりわけこのルールが予見可能なすべての精神的被害の賠償を認めるような NIED 訴訟原因の布石となる可能性を警戒する⁽⁶³⁵⁾。すなわち、精神的被害には「〔物理的インパクトと〕同様の限定的なリスク範囲は存在しない」ので、訴

(630) *Jansen*, 106 Cal.Rptr. 883; *Justus*, 565 P.2d 122; *Hathaway*, 169 Cal.Rptr. 435.

(631) *Dillon*, 441 P.2d 912.

(632) *Archibald*, 79 Cal.Rptr. 723; *Krouse*, 562 P.2d 1022.

(633) Pearson, *supra* note 521 at 490-501.

(634) ピアソンは、填補賠償の目的は事故以前の状況への回復にあり、精神的苦痛賠償は苦痛の代償としての快楽（pleasure）を得るために金銭賠償を用いるが、直接被害者のかけがえのなさのために、金銭が苦痛の代償とならない場合があるとする。また制裁的機能はネグリジエンスの目的ではなく、抑止的機能は *Dillon* 事件ガイドラインによる責任制限を裏付けるものではない、と分析する。*Id.* at 501-505. Cf. Bell, *supra*, note 23 at 395-399.

(635) 他方、多くの州は独立の不法行為として NIED 訴訟原因を認めることに積極的であるとして、（直接の検討対象である）アラバマ州にこれに追従するよう促す見解として、Cf. Timothy A. Heisterhagen, *Revisionism and Inconsistency in Alabama Supreme Court: The Law Surrounding Recovery for Negligent Infliction of Emotional Distress*, 60 Ala. L. Rev. 1265 (2009).

訟の洪水が現実味を帯びる。また訴訟コストの多くは原告ではなく、被告や社会が負担しており、人々にはときに精神的被害を受け、ときにこれを与えるという立場の互換性がある。そのため、各自の損失が完全にシフトされなければ、社会関係が悪化し、訴訟コストが残るだけである⁽⁶³⁶⁾。さらに彼は、裁判所に身体的被害を無理に認定しようとする傾向があり、*Molien* 事件⁽⁶³⁷⁾を挙げて、身体的被害要件が消失する見込みがある、と指摘する。しかし彼は、この要件を放棄すると被告の反証を困難にすると批判し、「直接被害者」理論による *Dillon* 事件との区別にも疑問を呈する。その際、NIED 訴訟原因を創設した上で、通常人のストレス耐性を基準とする被害の深刻さを要求する見解⁽⁶³⁸⁾に言及し、通常性基準は「多くの事例をスクリーニングしそうにな〔く〕、……具体的な事例に適用困難である」と反対する。また経済的損失に限定して精神的苦痛賠償を広く認める見解⁽⁶³⁹⁾について、「現行の填補状況に多くのものを追加せ」ず、裁判所がこれを採用する見込みは薄いとみる⁽⁶⁴⁰⁾。

これらの分析に基づいて、ピアソンは、予見可能性のみに基づく NIED 訴訟原因の創設は否定されるべきである、と結論づける。またルールの妥当性は、恣意性の「有無」ではなくて、その「程度」によって判断されるべきであるとして、責任ルールと賠償ルールが一致しているという意味で、恣意性が小さい危険範囲ルールを支持する⁽⁶⁴¹⁾。

(636) Pearson, *supra* note 521 at 505-508.

(637) *Molien*, 616 P.2d 813.

(638) See Nolan, Ursin, *supra* note 589.

(639) See Miller, *supra* note 602.

(640) Pearson, *supra* note 521 at 508-515.

(641) *Id.* at 515-516. なお、ピアソンは、根底にある政策と一致しないためにルールが「恣意的」と表現されることがあるが、政策そのものが対立することもあるので、この恣意性がルールのすべてを不当にするわけではない、と述べる。またルールが抽象的であるためにその適用が「恣意的」とされることがあるが、ルールは曖昧に述べられるので、判定者は自己にとって重要であると思われる根拠に基づいて判断せざるを得ず、この恣意性は不可避である、と分析する。*Id.* at 478-485.

②身体的被害要件の放棄を限局する見解 チャーチ（Brian L. Church）は、不法行為法の目的について、社会的コスト分析によって同種の行為や被害の「抑止」を重視する立場と、違法行為による当事者間の不均衡を是正する「矯正的正義」を強調し、填補をその手段と位置づける立場とが対立しているが、NIED の展開は「矯正的正義を介した填補という個人的利益と抑止という社会的利益とのバランスを取る試み」である、と捉える⁽⁶⁴²⁾。そして、ネグリジェンスから重過失や未必の故意を経て意図的不法行為に至る帰責性のグラデーションの中で、責任の有無や程度の判断は被害のタイプにも依存するとして、「被害が特別なものであるほど、矯正的正義における個人的利益が重視され、……被害が特別ではなく、または推定的なものである場合には、社会的利益が個人的利益を上回」り、また「有害な行為の社会的価値が小さいほど、……原告が証明しなければならない被害は小さくなる」と分析する。その上で彼は、身体的被害要件は、単に詐欺的な訴えを除外するだけではなく、個人的利益と社会的利益とのバランスの根拠をも提供する、と主張する⁽⁶⁴³⁾。

チャーチはまた、*Molien* 事件⁽⁶⁴⁴⁾が身体的被害要件を放棄する傾向をもたらしたとして、それ以降の事例分析に取り組む。彼によれば、*Camper* 事件⁽⁶⁴⁵⁾は、身体的被害を不要とする例外による混乱を収束させ

(642) Church, *supra* note 543 at 701-703. これと関連して、チャーチは、精神的苦痛賠償が厳格に制限されていた時期のアッサルトのような例外が、行為規制という社会的利益ための少数のセレクトされた訴訟原因を承認したのに対し、その後の精神的苦痛賠償の拡張は、精神的静穏という個人の利益に大きな価値を割り当てている、と分析する。Id. at 703-704.

(643) Id. at 704-708. なお、チャーチは、例外的に身体的被害が不要とされてきた遺体の不当な取扱いは埋葬権の保護という政策を基礎とし、死亡通知の誤配は契約法ルールに基づきづけられていて、いずれも同種の行為の抑止を目的とするので、NIED とはそのルーツを異にする、と主張する。Id. at 708-710.

(644) *Molien*, 616 P.2d 813.

(645) *Camper*, 915 S.W.2d 437.

るため、この要件をまとめて廃止した。*Paugh* 事件や *Bowen* 事件等⁽⁶⁴⁶⁾は、精神医学の発展に依拠して身体的被害要件を放棄したが、この要件のスクリーニング機能をとくに説明しなかった⁽⁶⁴⁷⁾。他方で、彼は、当事者間に特殊な関係がある場合には、裁判所は身体的被害要件を放棄することに積極的であり、医患関係の存在はその典型例であるとして、*Chizmar* 事件や *Burgess* 事件等を例示する⁽⁶⁴⁸⁾。そして、これらの事例は、既存の関係から生じる独立の義務を要求して、*Molien* 事件を限局しており、既存の関係が身体的被害要件の放棄を基礎づける、と分析する⁽⁶⁴⁹⁾。

チャーチは、身体的被害要件は訴えの妥当性を評価するスクリーニング装置でもあると強調し、これを放棄すると「…被告は、法的判断における大きな保護の1つを奪われる」と批判する。また、身体的被害要件の放棄に代えて、予見可能性を重視することは、NIEDの「拡張に対する防護壁〔を築こうとするもの〕と捉えうる」として、医療過誤の文脈でのみ、この要件の放棄に肯定的なのは訴えの妥当性への懸念の現れである、と示唆する。さらに、「遺体を取り扱い、センシティブな情報を伝達し、医療サービスを提供する者は、その受け手との関係で、高度の注意を払うよう要求」され、これらの関係から生じる精神的苦痛の真実性の担保は「…高度の注意に関する倫理的および公共政策的判断と結びつけられる」と述べる。そして彼は、身体的被害要件の放棄は、「個人の被害の填補の可否というより、行為の社会的価値についての法的判断の

(646) *Bowman*, 517 N.W.2d 432 ; *Paugh*, 451 N.E.2d 759. See also *Corgan v. Muehling*, 574 N.E.2d 602 (Ill. 1991) ; *Taylor v. Baptist Medical Center*, 400 So.2d 369 (Ala. 1981).

(647) *Church*, *supra* note 543 at 711-716.

(648) *Chizmar*, 896 P.2d 196 ; *Burgess*, 831 P.2d 1197. See also *Gammon v. Osteopathic Hospital of Maine, Inc.*, 534 A.2d 1282 (Me. 1987) ; *Oswald v. LeGrand*, 453 N.W.2d 634 (Iowa 1990) ; *Johnson v. Ruark Obstetrics & Gynecology Associates, P.A.*, 395 S.E.2d 85 (N.C. 1990).

(649) *Church*, *supra* note 543 at 716-720.

産物である」と主張する⁽⁶⁵⁰⁾。

これらの分析に基づいて、チャーチは「身体的発現要件の維持、または〔それに代わる〕医学的診断可能性という要件の採用が、ネグリジェンス訴訟原因の本質的な特性を維持するための最良の方法である」と結論づける⁽⁶⁵¹⁾。

③義務概念の活用による責任制限 デービーズ（Julie A. Davies）は、直接被害者の精神的苦痛賠償の可否について、議論が手薄であるとして、これに取り組む。彼女は、ネグリジェンスの帰責性と均衡を保ち、些細または詐欺的な訴えを防止するために、リカバリーを制限するという政策目標は妥当であるが⁽⁶⁵²⁾、危険範囲ルール⁽⁶⁵³⁾や「予見可能性+深刻さ」ルール⁽⁶⁵⁴⁾は、これらの政策目標を効果的に達成しない、と批判する⁽⁶⁵⁵⁾。

(650) *Id.* at 720-722.

(651) *Id.* at 724. なお、チャーチは、*Molien* 事件において、精神的苦痛の有無と程度の判断を陪審に委ねるに際し、IIED の事例が引用されたことについて、NIED は、被告の行為を罰することではなく、原告の被害の填補に関係するので、同列に扱うべきではない、と批判する。また、精神医学的な知見に依拠して身体的被害要件を放棄することについて、医学的診断可能性が、原告の負担となることもある、と指摘する。 *Id.* at 722-724.

(652) Davies, *supra* note 608 at 3.

(653) デービーズは、危険範囲ルールが帰責性との均衡に配慮する点を評価するが、「最大の問題点は、裁判所がこれを根底にある正当化根拠よりも狭く適用する」ことにあり、このルールが「すでに原告と被告との間に義務……が存在する事例での、精神的苦痛賠償の審理を意図するのであれば、その適用を原告が……身体的リスクのもとに置かれた事例に限定する理由はほとんどない」と批判する。*Id.* at 20-23.

(654) See Nolan, Ursin, *supra* note 589. デービーズは、訴訟数の増加や些細な訴えを防止するために、被害の深刻さを求めるることは妥当であるが、採用されるべきルールは政策的判断を反映すべきであるところ、陪審はそのような視点を欠いており、「予見可能性+深刻さ」ルールは有用な解決策を示さない、と批判する。 Davies, *supra* note 608 at 19. さらに、何らかの精神的被害はほぼ常に予見可能なので、そもそも予見可能性は厳密には基準ではない、と指摘する。 *Id.* at 24.

(655) デービーズは、予見可能性のみに基づくりカバリーを提倡するベルの見解にも言及する。 See Bell, *supra* note 23. しかし、彼女は、潜在的な原告数の増加により保険料や物品・サービスの価格を上昇させかねず、また些細な訴えを防止できない、とこれを批判する。 Davies, *supra* note 608 at 17-19.

そこでデービーズは、精神的苦痛のネグリジェントな惹起をネグリジェンス法の一部と捉え、予見可能性のほか、特殊な関係や被告の引受けによる義務の違反に依拠する *Marlene F.* 事件⁽⁶⁵⁶⁾に注目し、これを予見可能な原告らをさらに制限することによって帰責性との均衡に配慮した事例と捉える。その上で、義務ルールは精神的苦痛賠償のみを想定したものではないと指摘して、義務違反が常に精神的苦痛賠償を導くかを検討し⁽⁶⁵⁷⁾、*Marlene F.* 事件を医療過誤の文脈に限定したとしても、精神科治療のように身体的被害が想定されない医療過誤における賠償を説明できるので、実際にはリカバリーは拡張されるかもしれない、と述べる。しかし、彼女は、この拡張は保険コストを上昇させかねず、死産に伴う母親の精神的苦痛の事例では不法出生（*wrongful birth*）や不法死亡訴訟との関係が問題になるので、裁判所は他の政策的理由を持ち出して、リカバリーを制限するであろう、と予想する⁽⁶⁵⁸⁾。また彼女は、*Andalon* 事件と *Newton* 事件を挙げて⁽⁶⁵⁹⁾、いずれも契約関係から精神的被害を回避すべき義務を導いているが、前者では、医師が出産前のカウンセリングへの両親の協力に同意し、両親もまた医師に依存していたのに対し、分娩中に親が苦痛を受けたという後者では、不均衡な責任のおそれがある、と示唆する。そして、不均衡な責任のおそれがある事例では、契約関係の有無を重視すべきではなく、バイスタンダーの NIED、コンソーシアムの喪失、不法出生および不法死亡など、他の関連ある訴訟原因との関係を考慮して、義務ルールのもとで政策的バランスを取るべきである、と主張する⁽⁶⁶⁰⁾。さらに彼女は、義務ルールは、原告の絞り込みに

(656) *Marlen F.*, 770 P.2d 278.

(657) Davies, *supra* note 608 at 31-36.

(658) *Id.* at 37-41.

(659) *Andalon*, 208 Cal. Rptr. 899 ; *Newton*, 228 Cal. Rptr. 890.

(660) Davies, *supra* note 608 at 43-47. 義務概念による責任制限を主張するものとして、See also Lex J. Smith, *Negligently Inflicted Emotional Shock from Witnessing the Death or Injury of Another*, 10 Ariz. L. Rev. 508 (1968) ; Mark A. Beede, *Duty, Foreseeability, and the Negligent Infliction of Mental Distress*, 33 Me. L. Rev. 303 (1981).

一定の役割を果たすが、医患関係が精神的苦痛の真実性や重要性を増すわけではないので、些細な訴えの防止に貢献しないとして、被害の深刻さまたは身体的発現を求めるることは妥当であるとする⁽⁶⁶¹⁾。

これらの分析に基づいて、デービーズは、*Marlene F.* 事件のように、予見可能性のほか、義務違反を基準に加えることによって、不均衡な責任に対処することを提案する。また、政策的バランスを要する義務の判定は曖昧さを残し、危険範囲ルールほど適用が容易でないものの、特殊な関係や行為の引受けのような事情を広く考慮することで、結果の妥当性に資する、と示唆する⁽⁶⁶²⁾。もっとも彼女は、義務の判定のための訴訟インセンティブを生じさせ⁽⁶⁶³⁾、義務の判定それ自体が硬直的になるおそれがあり⁽⁶⁶⁴⁾、またバイスタンダーによる訴えについて何も語らない⁽⁶⁶⁵⁾など、*Marlene F.* 事件のアプローチにも難点のあることを認める。にもかかわらず、彼女は、危険範囲ルールや「予見可能性+深刻さ」ルールよりも適切な妥協策として、このアプローチを支持する⁽⁶⁶⁶⁾。

（つづく）

(661) Davies, *supra* note 608 at 48-49.

(662) *Id.* at 49-51.

(663) *Id.* at 51. デービーズは、精神的苦痛賠償を経済的損失に限定することが、訴訟インセンティブを減少させると指摘しつつ、それは不法行為法全体の立法的見直しの文脈で達成されるべきである、と主張する。 *Id.*

(664) *Id.* at 51. ただし、デービーズは「何が特殊な関係または行為の引受けにあたるかについて、広範な領域があ」り、「裁判所は、不法行為法の進化につれて、義務の根拠を拡張することを選択するかもしれない」と補足する。 *Id.*

(665) *Id.* at 51-52.

(666) *Id.* at 52-53.

アメリカにおける精神的苦痛賠償の展開（2・未完）

〔追記〕本連載「アメリカにおける精神的苦痛賠償の展開（1）」（本誌19号）の脚注に、文献引用の誤りがあったため、次のように訂正する。

1. 脚注（12）（19号131頁）

誤	…菊地秀典「ネグリジエンスによる精神的苦痛賠償の準則」比較法36号195頁（1991年）…
正	…菊地秀典「ネグリジエンスによる精神的苦痛賠償の準則」比較法36号195頁（1998年）…

2. 脚注（23）（19号127頁）

誤	…Richard N. Pearson, <i>Liability for Negligently Inflicted Psychic Harm: A Response to Professor Bell</i> , 36 U.Fla. L. Rev. 413 at 502-504 (1984) …
正	…Richard N. Pearson, <i>Liability to Bystanders for Negligently Inflicted Emotional Harm – A Comment on the Nature of Arbitrary Rules</i> , 34 U.Fla. L. Rev. 477 at 502-504 (1982)…